

平成 26 年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 59 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 60 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 64 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	21
奈良市議案第 117 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	23
〃 第 118 号	平成 26 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）……………	25
〃 第 119 号	平成 26 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補 正予算（第 2 号）……………	32
〃 第 120 号	平成 26 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	34
〃 第 121 号	平成 26 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 1 号）……………	36
〃 第 122 号	平成 26 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	38
〃 第 123 号	平成 26 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	40
〃 第 124 号	平成 26 年度奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	142
〃 第 125 号	平成 26 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	153
〃 第 126 号	平成 26 年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	174
〃 第 127 号	平成 26 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算 （第 1 号）……………	189

奈良市議案第 1 2 8 号	平成 2 6 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	204
〃 第 1 2 9 号	奈良市個人情報保護条例の一部改正について……………	224
〃 第 1 3 0 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及 び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に ついて……………	225
〃 第 1 3 1 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	230
〃 第 1 3 2 号	奈良市民生委員の定数に関する条例の制定について……………	232
〃 第 1 3 3 号	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定につい て……………	233
〃 第 1 3 4 号	奈良市立こども園設置条例の制定について……………	240
〃 第 1 3 5 号	奈良市立保育所設置条例の一部改正について……………	242
〃 第 1 3 6 号	奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定について……………	243
〃 第 1 3 7 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正に ついて……………	251
〃 第 1 3 8 号	奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する 条例の制定について……………	252
〃 第 1 3 9 号	奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基 準等に関する条例の制定について……………	254
〃 第 1 4 0 号	奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法の基準等に関する条例の制定について……………	269
〃 第 1 4 1 号	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営 の基準に関する条例の一部改正について……………	287
〃 第 1 4 2 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	288
〃 第 1 4 3 号	奈良市ならまち振興館条例の廃止について……………	289
〃 第 1 4 4 号	奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について……………	290
〃 第 1 4 5 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい て……………	293
〃 第 1 4 6 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	294

奈良市議案第 1 4 7 号	奈良市下水道条例の一部改正について……………	295
〃 第 1 4 8 号	奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一 部改正について……………	296
〃 第 1 4 9 号	工事請負契約の締結について……………	297
〃 第 1 5 0 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法について……………	305
〃 第 1 5 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	307
〃 第 1 5 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	308
〃 第 1 5 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	309
〃 第 1 5 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	310
〃 第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	311
〃 第 1 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	312
〃 第 1 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	313
〃 第 1 5 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	314
〃 第 1 5 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	315
〃 第 1 6 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	316
〃 第 1 6 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	317
〃 第 1 6 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	318
〃 第 1 6 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	319
〃 第 1 6 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	320
〃 第 1 6 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	321
〃 第 1 6 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	322
〃 第 1 6 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	324
〃 第 1 6 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	325
〃 第 1 6 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	327
〃 第 1 7 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	329
〃 第 1 7 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	330
〃 第 1 7 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	331
〃 第 1 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	332

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項、奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第3項並びに奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれらに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別表

番号	住所	氏名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	不法占有
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 調停の合意及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

調停の合意及び損害賠償の額の決定について

平成22年5月10日、奈良市立佐保川小学校において、当時5年生の児童に対し特別支援学級担当の教諭が体罰を行ったことに関する、本市を相手方とする調停申立てについて、これに合意し次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 500,000円

2 調停条項

- (1) 本市は調停申立人に対し、本件及び本件に対する一連の対応に関して、心から謝罪するとともに、調停申立人が奈良市立学校在籍中において、有する能力を伸ばしつつ社会において生きる基礎を培うことができるよう努める。
- (2) 本市は、本件に関する第三者調査委員会の調査結果及び提言を真摯に受け止め、本件のような問題の再発防止と特別支援教育の改善・充実に向けて提言に沿った取組を迅速に実施するよう努める。
- (3) 本市は調停申立人に対し、本件に関する損害賠償金として金50万円の支払義務のあることを認め、これを平成26年12月19日限り、調停申立人に支払う。
- (4) 調停申立人及び本市は、本件に関して解決したことを確認し、本調停条項に定める以外、何らの債権債務は存しないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年9月16日午後1時15分頃、奈良市左京五丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,222円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月12日午前8時37分頃、奈良市三碓三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 178,313円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年8月18日午後5時30分頃、奈良市百楽園五丁目地内において発生した、集水桝の蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車の左側前後ドアが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 210,930円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年7月28日午前11時30分頃、第2号（東之阪）市営住宅2号棟において、給水管の経年劣化により水漏れが発生し、相手方の家具等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 117,100円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年9月8日午前10時30分頃、生駒市鹿畑町地内において発生した、奈良市が管理する道路の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 5,562円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年9月19日午前9時40分頃、奈良市四条大路四丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 159,840円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年6月25日午後2時30分頃、第1号（JR奈良駅前）コミュニティ住宅において、排水管の経年劣化により水漏れが発生し、相手方の家具等を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 54,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年7月19日午後9時頃、奈良市学園南三丁目地内において、市道を歩いていた相手方がマンホール周辺の段差により転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 19,169円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成26年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年6月5日午後0時40分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に衝突した事故の人身損害について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1, 508, 455円

平成 2 6 年度奈良市一般会計
補正予算（第 3 号）

平成 2 6 年度奈良市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 6 8 5, 0 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 8, 5 0 5, 1 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		15,400,000 ^{千円}	200,308 ^{千円}	15,600,308 ^{千円}
	1. 地 方 交 付 税	15,400,000	200,308	15,600,308
15. 国 庫 支 出 金		22,895,864	66,114	22,961,978
	1. 国 庫 負 担 金	18,113,192	64,000	18,177,192
	2. 国 庫 補 助 金	2,890,826	2,114	2,892,940
16. 県 支 出 金		6,185,452	32,319	6,217,771
	1. 県 負 担 金	4,568,661	29,000	4,597,661
	2. 県 補 助 金	1,483,632	3,319	1,486,951
20. 繰 越 金		431,902	397,834	829,736
	1. 繰 越 金	431,902	397,834	829,736
22. 市 債		14,816,800	988,500	15,805,300
	1. 市 債	14,816,800	988,500	15,805,300
歳 入 合 計		126,820,093	1,685,075	128,505,168

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		780,083 ^{千円}	△ 42,769 ^{千円}	737,314 ^{千円}
	1. 議 会 費	780,083	△ 42,769	737,314
2. 総 務 費		14,379,766	584,423	14,964,189
	1. 総 務 管 理 費	11,047,869	605,785	11,653,654
	3. 徴 税 費	1,152,315	△ 4,023	1,148,292
	4. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	424,629	△ 16,319	408,310

款	項	補正前の額	補正額	計
	5.選挙費	102,250 ^{千円}	70 ^{千円}	102,320 ^{千円}
	6.統計調査費	48,977	286	49,263
	7.監査委員費	81,431	△ 1,376	80,055
3.民生費		53,649,804	97,824	53,747,628
	1.社会福祉費	23,765,678	110,218	23,875,896
	2.児童福祉費	16,590,098	55,984	16,646,082
	3.生活保護費	13,228,334	△ 61,829	13,166,505
	4.国民年金 国事務金費	65,694	△ 6,549	59,145
4.衛生費		10,835,282	35,762	10,871,044
	1.保健衛生費	1,968,217	△ 32,346	1,935,871
	2.保健所費	1,801,567	45,157	1,846,724
	3.清掃費	5,720,256	22,951	5,743,207
5.労働費		119,892	△ 1,540	118,352
	1.労働諸費	119,892	△ 1,540	118,352
6.農林水産業費		576,321	△ 15,118	561,203
	1.農林費	576,321	△ 15,118	561,203
7.商工費		1,587,039	3,119	1,590,158
	1.商工費	1,587,039	3,119	1,590,158
8.観光費		938,715	△ 2,107	936,608
	1.観光費	938,715	△ 2,107	936,608
9.土木費		9,177,344	△ 50,318	9,127,026
	1.土木管理費	204,226	16,875	221,101
	2.道路橋梁費	2,271,627	△ 21,706	2,249,921

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 河川費	297,509 ^{千円}	△ 8,894 ^{千円}	288,615 ^{千円}
	4. 都市計画費	3,887,752	△ 21,536	3,866,216
	6. 住宅費	389,230	△ 15,057	374,173
10. 消防費		4,398,021	102,917	4,500,938
	1. 消防費	4,398,021	102,917	4,500,938
11. 教育費		12,635,273	14,346	12,649,619
	1. 教育総務費	2,798,641	△ 24,729	2,773,912
	2. 小学校費	2,419,841	△ 792	2,419,049
	3. 中学校費	1,570,431	34,595	1,605,026
	4. 高等学校費	940,118	△ 14,422	925,696
	5. 幼稚園費	1,081,313	21,209	1,102,522
	7. 保健体育費	2,273,287	△ 1,515	2,271,772
13. 公債費		17,560,665	958,536	18,519,201
	1. 公債費	17,560,665	958,536	18,519,201
歳出合計		126,820,093	1,685,075	128,505,168

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス運行経費	平成26年度から 平成27年度まで	11,000 ^{千円}
生活困窮者自立相談業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	59,000
小学校スクールバス運行経費	平成26年度から 平成27年度まで	6,200

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 ス ク ー ル バ ス 運 行 経 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 5,900
こども園給食外部搬入業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	67,000
給 食 食 材 調 達 経 費	平成26年度から 平成27年度まで	41,400
奈良町南観光案内所運営委託	平成26年度から 平成36年度まで	契約に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西之阪共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市西共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念奈良市写真美術館の管理に要する経費	平成27年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 音 声 館 の 管 理 に 要 す る 経 費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都跡地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成27年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による名勝大乘院庭園文化館の管理に要する経費	平成27年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館駐車場の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杉岡華邨書道美術館の管理に要する経費	平成27年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市ボランティアセンターの管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか18施設の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鴻ノ池陸上競技場ほか2施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市南部生涯スポーツセンター体育館ほか5施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中央体育館ほか5施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良町にぎわいの家の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市勤労者総合福祉センターの管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

2. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による（仮称）奈良町にぎわいの家の管理に要する経費	平成26年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換	千円 958,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,777,200 ^{千円}	1,807,200 ^{千円}
計	14,816,800	14,846,800

平成 26 年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,411 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 618,921 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰 入 金		千円 6,256	千円 11	千円 6,267
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	6,256	11	6,267
3. 市 債		－	9,400	9,400
	1. 市 債	－	9,400	9,400
歳 入 合 計		609,510	9,411	618,921

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 公 債 費		千円 13,744	千円 9,411	千円 23,155
	1. 公 債 費	13,744	9,411	23,155
歳 出 合 計		609,510	9,411	618,921

第2表 地方債

1. 新規分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換	千円 9,400	普通貸借 又は 債券発行	5. 0 %以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。
計	9,400			

平成 26 年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,848,531 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		2,873,048 ^{千円}	△ 1,300 ^{千円}	2,871,748 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	2,346,914	△ 1,300	2,345,614
歳 入 合 計		37,849,831	△ 1,300	37,848,531

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		339,462 ^{千円}	△ 1,300 ^{千円}	338,162 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	264,297	△ 1,300	262,997
歳 出 合 計		37,849,831	△ 1,300	37,848,531

平成 26 年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,532,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰 入 金		1,027,035 ^{千円}	△ 1,600 ^{千円}	1,025,435 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	1,027,035	△ 1,600	1,025,435
歳 入 合 計		1,534,000	△ 1,600	1,532,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		334,500 ^{千円}	△ 3,400 ^{千円}	331,100 ^{千円}
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	334,500	△ 3,400	331,100
2. J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		337,900	1,800	339,700
	J R 奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	337,900	1,800	339,700
歳 出 合 計		1,534,000	△ 1,600	1,532,400

平成 26 年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市営ＪＲ奈良駅 第1駐車場ほか1施設の管理に要する経費	平成27年度から 平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

平成 2 6 年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5, 8 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 2 4 2, 0 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		5,692,785 ^{千円}	3,650 ^{千円}	5,696,435 ^{千円}
	2. 国庫補助金	1,034,625	3,650	1,038,275
6. 繰入金		4,151,803	△ 9,450	4,142,353
	1. 一般会計金 繰入	3,829,410	△ 9,450	3,819,960
歳入合計		26,247,891	△ 5,800	26,242,091

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		609,243 ^{千円}	△ 5,800 ^{千円}	603,443 ^{千円}
	1. 総務管理費	295,678	△ 5,800	289,878
歳出合計		26,247,891	△ 5,800	26,242,091

1. 一 般 会 計

1. 総括 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	15,400,000	200,308	15,600,308
15 国庫支出金	22,895,864	66,114	22,961,978
16 県支出金	6,185,452	32,319	6,217,771
20 繰越金	431,902	397,834	829,736
22 市債	14,816,800	988,500	15,805,300
歳入合計	126,820,093	1,685,075	128,505,168

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	780,083	△42,769	737,314				△42,769	
2 総務費	14,379,766	584,423	14,964,189	2,114			582,309	
3 民生費	53,649,804	97,824	53,747,628	87,000			10,824	
4 衛生費	10,835,282	35,762	10,871,044	6,000			29,762	
5 労働費	119,892	△1,540	118,352				△1,540	
6 農林水産業費	576,321	△15,118	561,203	3,319			△18,437	
7 商工費	1,587,039	3,119	1,590,158				3,119	
8 観光費	938,715	△2,107	936,608				△2,107	
9 土木費	9,177,344	△50,318	9,127,026				△50,318	
10 消防費	4,398,021	102,917	4,500,938				102,917	
11 教育費	12,635,273	14,346	12,649,619		30,000		△15,654	
13 公債費	17,560,665	958,536	18,519,201		958,500		36	
歳出合計	126,820,093	1,685,075	128,505,168	98,433	988,500		598,142	
				一般財源内訳				200,308
				〔 地方交付税				397,834
				繰越金				

2. 歳入

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	15,400,000	200,308	15,600,308	1 地方交付税	200,308	普通交付税
計	15,400,000	200,308	15,600,308			

第11款 地方交付税

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	18,063,887	58,000	18,121,887	1 障害者福祉費負担金	58,000	障害者自立支援給付費負担金
2 衛生費国庫負担金	29,295	6,000	35,295	1 保健予防費負担金	6,000	結核医療費負担金
計	18,113,192	64,000	18,177,192			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	92,461	2,114	94,575	2 情報管理費補助金	2,114	2 社会保障・税番号制度補助金
計	2,890,826	2,114	2,892,940			

第15款 国庫支出金

第 16 款 県支出金

第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	4,019,996	29,000	4,048,996	1 障害者福祉費 負担金	29,000	障害者自立支援給付費負担金	
計	4,568,661	29,000	4,597,661				

第16款 県支出金

第 16 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業費県補助金	97,807	3,319	101,126	4 林業振興費補助金	3,319	ナラ枯れ被害対策事業補助金
計	1,483,632	3,319	1,486,951			

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	431,902	397,834	829,736	繰越金	397,834	歳計剰余繰越金
計	431,902	397,834	829,736			

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育債	1,899,700	30,000	1,929,700	1 義務教育施設整備事業債	30,000	中学校施設整備事業債
12 借換債	—	958,500	958,500	1 借換債	958,500	借換債
計	14,816,800	988,500	15,805,300			

第22款 市債

3. 歳出

第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	780,083	△42,769	737,314	一般財源 △42,769	1 報酬	△22,650	職員給与費等
					2 給料	△6,096	
					3 職員手当等	△7,596	
					4 共済費	△6,427	
計	780,083	△42,769	737,314	特定財源 0 一般財源 △42,769			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,760,487	603,688	8,364,175	一般財源 603,688	2 給料	238,907	職員給与等 575,688
					3 職員手当等	195,490	臨時職員等経費 28,000
					4 共済費	94,541	
					7 賃金	28,000	
					19 負担金補助及び交付金	46,750	
11 恩給及び退職年金	1,158	△17	1,141	一般財源 △17	19 負担金補助及び交付金	△17	恩給及び退職年金
12 情報管理費	755,777	2,114	757,891	特定財源 2,114 (内訳) 国庫支出金 2,114	19 負担金補助及び交付金	2,114	情報管理事務経費
計	11,047,869	605,785	11,653,654	特定財源 2,114 一般財源 603,671			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	674,056	△4,023	670,033	一般財源 △4,023	2 給料	△2,977	職員給与費等
					3 職員手当等	△152	
					4 共済費	△894	
計	1,152,315	△4,023	1,148,292	特定財源 0 一般財源 △4,023			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	424,629	△16,319	408,310	一般財源 △16,319	2 給料	△6,731	職員給与費等
					3 職員手当等	△8,349	
					4 共済費	△1,239	
計	424,629	△16,319	408,310	特定財源 0 一般財源 △16,319			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	60,700	70	60,770	一般財源 70	2 給料	△97	職員給与費等
					3 職員手当等	△16	
					4 共済費	183	
計	102,250	70	102,320	特定財源 0 一般財源 70			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	21,007	286	21,293	286 一般財源	2 給料	95	職員給与費等
					3 職員手当等	109	
					4 共済費	82	
計	48,977	286	49,263	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	81,431	△1,376	80,055	一般財源 △1,376	1 報酬	△4	職員給与費等
					2 給料	△1,156	
					3 職員手当等	△32	
					4 共済費	△184	
計	81,431	△1,376	80,055	特定財源 0 一般財源 △1,376			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,172,856	△33,214	3,139,642	一般財源 △33,214	2 給料	△23,763	職員給与費等
					3 職員手当等	△5,263	
					4 共済費	△4,188	
3 障害者福祉費	8,273,013	116,000	8,389,013	特定財源 87,000	20 扶助費	116,000	介護給付費等支給経費 58,000
				(内訳)			訓練等給付費支給経費 58,000
				国庫支出金 58,000			
				県支出金 29,000			
				一般財源 29,000			
5 後期高齢者医療費	2,889,477	46,503	2,935,980	一般財源 46,503	19 負担金補助及び交付金	46,503	後期高齢者医療費負担経費
8 人権文化センター費	152,215	△8,321	143,894	一般財源 △8,321	2 給料	△5,544	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,394	
					4 共済費	△1,383	
14 国民健康保険会計繰出金	2,346,914	△1,300	2,345,614	一般財源 △1,300	28 繰出金	△1,300	国民健康保険特別会計繰出経費 (職員給与費等分)
15 介護保険会計繰出金	3,829,410	△9,450	3,819,960	一般財源 △9,450	28 繰出金	△9,450	介護保険特別会計繰出経費
計	23,765,678	110,218	23,875,896	特定財源 87,000 一般財源 23,218			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,150,646	10,400	1,161,046	一般財源 10,400	2 給料	△76	職員給与費等 児童福祉事務経費 1,278 9,122
					3 職員手当等	1,255	
					4 共済費	99	
					23 償還金利子及び割引料	9,122	
3 保育所費	3,303,675	24,751	3,328,426	一般財源 24,751	2 給料	△4,679	職員給与費等
					3 職員手当等	16,759	
					4 共済費	12,671	
6 児童館費	171,374	20,833	192,207	一般財源 20,833	2 給料	9,833	職員給与費等
					3 職員手当等	7,154	
					4 共済費	3,846	
計	16,590,098	55,984	16,646,082	特定財源 一般財源 0 55,984			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	848,334	△61,829	786,505	一般財源 △61,829	2 給料	△32,553	職員給与費等
					3 職員手当等	△19,658	
					4 共済費	△9,618	
計	13,228,334	△61,829	13,166,505	特定財源 0 一般財源 △61,829			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	65,694	△6,549	59,145	一般財源 △6,549	2 給料	△2,968	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,713	
					4 共済費	△868	
計	65,694	△6,549	59,145	特定財源 0 一般財源 △6,549			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 環境衛生費	17,463	123	17,586	一般財源 123	2 給料	598	職員給与費等
					3 職員手当等	△627	
					4 共済費	152	
4 墓地火葬場費	80,676	679	81,355	一般財源 679	2 給料	76	職員給与費等
					3 職員手当等	522	
					4 共済費	81	
5 診療所費	477,733	△36,648	441,085	一般財源 △36,648	2 給料	△17,347	職員給与費等
					3 職員手当等	△13,469	
					4 共済費	△5,832	
7 病院費	484,135	3,500	487,635	一般財源 3,500	19 負担金補助及び交付金	3,500	病院事業会計繰出経費
計	1,968,217	△32,346	1,935,871	特定財源 0 一般財源 △32,346			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	845,885	37,157	883,042	一般財源 37,157	2 給料	14,466	職員給与費等
					3 職員手当等	12,203	
					4 共済費	10,488	
2 保健予防費	31,449	8,000	39,449	特定財源 6,000 (内訳) 国庫支出金 6,000 一般財源 2,000	20 扶助費	8,000	結核医療費公費負担経費
計	1,801,567	45,157	1,846,724	特定財源 6,000 一般財源 39,157			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,473,323	101,250	1,574,573	一般財源 101,250	2 給料	43,707	職員給与費等
					3 職員手当等	38,948	
					4 共済費	18,595	
2 塵芥処理費	1,901,765	△78,299	1,823,466	一般財源 △78,299	2 給料	△47,753	職員給与費等
					3 職員手当等	△19,993	
					4 共済費	△10,553	
7 清掃施設整備 事業費	283,610	—	283,610		2 給料	△193	職員給与費等
					3 職員手当等	233	
					4 共済費	△40	
計	5,720,256	22,951	5,743,207	特定財源 0 一般財源 22,951			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	119,892	△1,540	118,352	一般財源 △1,540	2 給料	△640	職員給与費等
					3 職員手当等	△712	
					4 共済費	△188	
計	119,892	△1,540	118,352	特定財源 0 一般財源 △1,540			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	93,092	△3,687	89,405	一般財源 △3,687	1 報酬	△197	職員給与費等
					2 給料	△2,234	
					3 職員手当等	△721	
					4 共済費	△535	
2 農業総務費	83,300	△18,270	65,030	一般財源 △18,270	2 給料	△10,136	職員給与費等
					3 職員手当等	△5,102	
					4 共済費	△3,032	
4 土地基盤整備 事業費	129,410	200	129,610	一般財源 200	2 給料	△804	職員給与費等
					3 職員手当等	1,013	
					4 共済費	△9	
6 林業振興費	36,653	6,639	43,292	特定財源 3,319 (内訳) 県支出金 3,319 一般財源 3,320	13 委託料	6,639	元気な森林づくり経費
計	576,321	△15,118	561,203	特定財源 3,319 一般財源 △18,437			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
I 商工総務費	77,319	3,119	80,438	一般財源 3,119	2 給料	248	職員給与費等
					3 職員手当等	2,433	
					4 共済費	438	
計	1,587,039	3,119	1,590,158	特定財源 0 一般財源 3,119			

第7款 商工費

第 8 款 観光費

第 1 項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
I 観光総務費	236,302	△2,107	234,195	一般財源 △2,107	2 給料	△3,104	職員給与費等
					3 職員手当等	2,325	
					4 共済費	△1,328	
計	938,715	△2,107	936,608	特定財源 0 一般財源 △2,107			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	76,693	16,875	93,568	一般財源 16,875	2 給料	8,881	職員給与費等
					3 職員手当等	5,424	
					4 共済費	2,570	
計	204,226	16,875	221,101	特定財源 0 一般財源 16,875			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	748,627	△4,806	743,821	一般財源 △4,806	2 給料	△5,037	職員給与費等
					3 職員手当等	928	
					4 共済費	△697	
2 道路橋梁維持費	604,000	300	604,300	一般財源 300	2 給料	△75	職員給与費等
					3 職員手当等	342	
					4 共済費	33	
3 道路橋梁新設改良費	919,000	△17,200	901,800	一般財源 △17,200	2 給料	△8,423	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,451	
					4 共済費	△2,326	
計	2,271,627	△21,706	2,249,921	特定財源 0 一般財源 △21,706			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	36,343	△9,294	27,049	一般財源 △9,294	2 給料	△4,628	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,190	
					4 共済費	△1,476	
3 河川堤防改修費	167,800	400	168,200	一般財源 400	2 給料	△219	職員給与費等
					3 職員手当等	511	
					4 共済費	108	
計	297,509	△8,894	288,615	特定財源 0 一般財源 △8,894			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	348,001	△17,236	330,765	一般財源 △17,236	2 給料	△12,991	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,019	
					4 共済費	△2,226	
4 街路事業費	1,282,700	900	1,283,600	一般財源 900	2 給料	269	職員給与費等
					3 職員手当等	185	
					4 共済費	446	
8 公園管理費	197,331	3,000	200,331	一般財源 3,000	13 委託料	3,000	公園管理経費
9 公園事業費	45,000	△6,600	38,400	一般財源 △6,600	2 給料	△3,304	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,232	
					4 共済費	△1,064	
11 土地区画整理事業会計繰出金	1,027,035	△1,600	1,025,435	一般財源 △1,600	28 繰出金	△1,600	土地区画整理事業特別会計繰出経費
計	3,887,752	△21,536	3,866,216	特定財源 0 一般財源 △21,536			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	315,974	△15,668	300,306	一般財源 △15,668	2 給料	△9,316	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,532	
					4 共済費	△2,820	
2 公営住宅整備 事業費	67,000	600	67,600	一般財源 600	2 給料	△289	職員給与費等
					3 職員手当等	796	
					4 共済費	93	
3 住宅新築資金 等貸付金会計 繰出金	6,256	11	6,267	一般財源 11	繰出金	11	住宅新築資金等貸付金特別会計繰 出経費
計	389,230	△15,057	374,173	特定財源 0 一般財源 △15,057			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,566,882	102,417	3,669,299	一般財源 102,417	2 給料	29,513	職員給与費等
					3 職員手当等	52,277	
					4 共済費	20,632	
					19 負担金補助及び交付金	△5	
5 消防施設費	680,700	500	681,200	一般財源 500	2 給料	167	職員給与費等
					3 職員手当等	218	
					4 共済費	115	
計	4,398,021	102,917	4,500,938	特定財源 0 一般財源 102,917			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,465,849	△24,729	1,441,120	一般財源 △24,729	1 報酬	266	職員給与費等
					2 給料	△17,945	
					3 職員手当等	△4,878	
					4 共済費	△2,163	
					19 負担金補助及び交付金	△9	
計	2,798,641	△24,729	2,773,912	特定財源 0 一般財源 △24,729			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	682,076	△1,392	680,684	一般財源 △1,392	2 給料	△2,284	職員給与費等
					3 職員手当等	1,551	
					4 共済費	△659	
4 小学校施設整備事業費	1,413,000	600	1,413,600	一般財源 600	2 給料	△149	職員給与費等
					3 職員手当等	659	
					4 共済費	90	
計	2,419,841	△792	2,419,049	特定財源 0 一般財源 △792			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	338,305	9,295	347,600	一般財源 9,295	2 給料	4,588	職員給与費等
					3 職員手当等	3,206	
					4 共済費	1,501	
4 中学校施設整備事業費	1,018,900	25,300	1,044,200	特定財源 30,000	2 給料	△863	職員給与費等 △4,700
				(内訳)	3 職員手当等	△3,647	中学校給食室建設事業
				市債	4 共済費	△190	30,000
				一般財源 △4,700	13 委託料	30,000	
計	1,570,431	34,595	1,605,026	特定財源 30,000 一般財源 4,595			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	921,282	△14,422	906,860	一般財源 △14,422	2 給料	△12,596	職員給与費等
					3 職員手当等	734	
					4 共済費	△2,560	
計	940,118	△14,422	925,696	特定財源 0 一般財源 △14,422			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	940,850	21,209	962,059	一般財源 21,209	2 給料	6,993	職員給与費等
					3 職員手当等	10,916	
					4 共済費	3,300	
計	1,081,313	21,209	1,102,522	特定財源 0 一般財源 21,209			

第11款 教育費

第 11 款 教育費

第 7 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,039,824	△1,515	2,038,309	一般財源 △1,515	2 給料	△1,765	職員給与費等
					3 職員手当等	990	
					4 共済費	△740	
計	2,273,287	△1,515	2,271,772	特定財源 0 一般財源 △1,515			

第11款 教育費

第13款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	14,732,185	958,536	15,690,721	特定財源 958,500	22 補償補填及び賠償金	95,041	長期償元金償還経費
				(内訳) 958,500	23 償還金利子及び割引料	863,495	
				市債			
				一般財源 36			
計	17,560,665	958,536	18,519,201	特定財源 958,500 一般財源 36			

第13款 公債費

4. 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与					費 用	合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
			報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	その他 手 当		
補正後	長 等	3		28,821	11,355	2,883	192		43,251	49,570 (3.1)
	議 員	39	281,150		105,314				386,464	534,727 (3.1)
	その他の 特別職	52	31,229	7,032	2,853	704	155		41,973	43,985 (3.1)
	計	94	312,379	35,853	119,522	3,587	347		471,688	628,282
補正前	長 等	3		33,816	13,052	3,382	228		50,478	57,801 (2.95)
	議 員	39	303,800		108,290				412,090	565,296 (2.95)
	その他の 特別職	52	31,164	7,032	2,715	704	153		41,768	43,763 (2.95)
	計	94	334,964	40,848	124,057	4,086	381		504,336	666,860
比 較	長 等			△ 4,995	△ 1,697	△ 499	△ 36		△ 7,227	△ 8,231
	議 員		△ 22,650		△ 2,976				△ 25,626	△ 30,569
	その他の 特別職		65		138		2		205	222
	計		△ 22,585	△ 4,995	△ 4,535	△ 499	△ 34		△ 32,648	△ 38,578

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職員手当	計		
補正後	2,572 [295]	10,563,671	10,655,119	21,218,790	24,775,670	
補正前	2,585 [337]	10,449,070	10,402,491	20,851,561	24,295,686	
比 較	△ 13 [△42]	114,601	252,628	367,229	479,984	

[]内は再任用短時間勤務職員の外数

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	289,399	4,877	305,691	1,109,494	883,455	39,754	2,788,856
	補正前	274,566	4,877	321,405	1,091,810	881,825	42,668	2,741,738
	比 較	14,833		△ 15,714	17,684	1,630	△ 2,914	47,118

職員手当の内 訳	区 分	勤勉手当	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
	補正後	1,585,302	9,463	30	349,912	160,165	636	20,085	3,108,000
	補正前	1,410,279	10,284	30	353,343	150,464	1,764	9,438	3,108,000
	比 較	175,023	△ 821		△ 3,431	9,701	△ 1,128	10,647	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	114,601	給与改定に伴う増減分 34,368		給与の改定率 1級 0.87 % 2級 0.46 % 3級 0.34 % 4級 0.30 % 5級 0.27 % 6級 0.25 % 7級 0.19 % 8級 0.16 % 9級 0.10 % 給与改定の時期 平成26年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	80,233	
		給与改定に伴う増減分	期末手当	8,901
			178,794 勤勉手当	162,732
			その他	7,161
		その他の増減分	73,834	
職員手当	252,628			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)	教育職(三)
平成26年10月1日 現 在	平均給料月額 (円) 317,237	336,511	300,252	379,140	342,994
平均給与月額 (円)	416,826	457,381	417,930	441,453	389,844
平 均 年 齢 (歳)	42.8	49.0	40.7	46.7	40.9
平成26年1月1日 現 在	平均給料月額 (円) 309,014	314,454	293,466	338,617	310,541
平均給与月額 (円)	392,105	455,117	421,753	386,543	348,204
平 均 年 齢 (歳)	43.6	48.3	41.3	45.5	42.4

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消防職 (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500		155,700		
	短 大 卒	155,700				177,200
	大 学 卒	178,800			199,700	199,700
国 の 制 度	高 校 卒	140,100				
	短 大 卒	149,800				
	大 学 卒	172,200				

ウ 級別職員数 ()は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比

(単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			消 防 職			教 育 職 (二)			教 育 職 (三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成26年 10月1日 現 在	1	183	11.5	1	18	4.8	1	99	24.9	1	10	10.3	1	[3]	[27.3]
	2	277	17.3	2	2	0.5	2	45	11.3	2	84	86.6	2	79 [8]	78.2 [72.7]
	3	78 [180]	4.9 [100]	3	42 [75]	11.2 [100]	3	24 [29]	6.0 [100]	3	2	2.1	3	22	21.8
	4	278	17.4	4	168	44.7	4	27	6.8	4	1	1.0	4		
	5	414	25.9	5	135	35.9	5	134	33.7	5			5		
	6	190	11.9	6	9	2.4	6	44	11.0	6			6		
	7	45	2.8	7	2	0.5	7	12	3.0	7			7		
	8	111	7.0	8			8	12	3.0	8			8		
	9	21	1.3	9			9	1	0.3	9			9		
	10			10			10			10			10		
	計	1,597 [180]	100 [100]	計	376 [75]	100 [100]	計	398 [29]	100 [100]	計	97	100	計	101 [10]	100 [100]

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			消 防 職			教 育 職 (二)			教 育 職 (三)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成26年 1月1日 現 在	1	185	11.4	1	29	7.1	1	92	23.2	1	8	8.1	1	[9]	[100]
	2	241	14.8	2	3	0.7	2	37	9.3	2	88	88.9	2	79	77.5
	3	73 [155]	4.5 [100]	3	54 [72]	13.3 [100]	3	24 [20]	6.1 [100]	3	2	2.0	3	23	22.5
	4	324	19.9	4	183	45.1	4	47	11.9	4	1	1.0	4		
	5	429	26.4	5	128	31.5	5	130	32.8	5			5		
	6	194	11.9	6	5	1.2	6	41	10.4	6			6		
	7	41	2.5	7	4	1.1	7	12	3.0	7			7		
	8	119	7.3	8			8	12	3.0	8			8		
	9	20	1.3	9			9	1	0.3	9			9		
	10			10			10			10			10		
	計	1,626 [155]	100 [100]	計	406 [72]	100 [100]	計	396 [20]	100 [100]	計	99	100	計	102 [9]	100 [100]

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 号級別職員数(特定任期付職員)(単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職	
	号級	職員数 構成比
平成26年 10月1日	1	
	2	
	3	
	4	2 100
	5	
	6	
	計	2 100

区 分	一 般 行 政 職	
	号級	職員数 構成比
平成26年 1月1日	1	
	2	
	3	
	4	1 100
	5	
	6	
	計	1 100

(号級別の標準的な職務内容)

区 分	1号級	2号級	3号級	4号級	5号級	6号級
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

区 分		代 表 的 な 職 種				合 計
		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二)	教育職(三)
補正後	職 員 数 (A) (人)	1,597	376	398	97	101
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1,321	311	353	87	101
	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)	39		10	7	31
補正前	4号給 (人)	1,282	311	343		
	5号給 (人)				80	70
	比 率 (B)/(A) (%)	82.7	82.7	88.7	89.7	100
	職 員 数 (A) (人)	1,598	393	395	97	100
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1,319	327	350	88	92
補正前	1号給 (人)					
	2号給 (人)				7	30
	3号給 (人)	12		9		
	4号給 (人)	1,307	327	341	81	62
	5号給 (人)					
比	率 (B)/(A) (%)	82.5	83.2	88.6	90.7	92.0

カ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90 [0.975]	2.20 [1.175]	4.10 [2.15]	有	国と同じ
補正前	1.90 [0.975]	2.05 [1.125]	3.95 [2.10]	有	国と同じ
国の制度	1.90 [0.975]	2.20 [1.175]	4.10 [2.15]	有	

[]は再任用短時間勤務職員の支給率

期末手当(特任任期付職員)

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.40	1.70	3.10	有	国と同じ
補 正 前	1.40	1.55	2.95	有	国と同じ
国 の 制 度	1.40	1.70	3.10	有	

キ 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等 定年・ 早期退 職	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等) 定年・ 早期退 職	27.025 [25.55625]	36.57 [34.5825]	52.44 [49.59]	52.44 [49.59]	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	

()は平成26年7月1日から年度中の支給率

ク 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	教育公務員 10 [15] 5 3
支給対象職員数(人)	教育公務員 2,374 [2] 196 2
国の指定基準に 基づく支給率(%)	10 [15]

()は医師

ケ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	技能労務職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.38	0.71	0.29	0.34
支給対象職員の比率 (%) (平成26年10月1日現在)	23.01	5.00	50.53	69.35
代表的な特殊勤務手当の名称	消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当			

コ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	交通機関利用者
	異なる	自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
コミュニテイバス運行経費	11,000			平成26年度 から 平成27年度 まで	11,000				11,000
生活困窮者自立 相談業務委託	59,000			平成26年度 から 平成27年度 まで	59,000	44,250			14,750
小学校スクールバス運行経費	6,200			平成26年度 から 平成27年度 まで	6,200				6,200
中学校スクールバス運行経費	5,900			平成26年度 から 平成27年度 まで	5,900				5,900

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
こども園給食外委託 搬入業務委託	67,000			平成26年度 から 平成27年度 まで	67,000				31,955	35,045
給食食材調達経費	41,400			平成26年度 から 平成27年度 まで	41,400				40,727	673
奈良市内南観光委託 案内所運営委託	契約に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成26年度 から 平成36年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による 奈良市東之阪共同浴場 の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成27年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による 奈良市西之阪共同浴場 の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成27年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ					全 額

指定管理者による奈良市の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市古市西の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市杏中の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による入江泰吉記念奈良市写真美術館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市音戸館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全額

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指定管理者による奈良市都跡地域ふれあい会館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成30年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による名勝大乗院庭園文化館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による車場なら100年会館駐るの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理者による奈良市杉岡華邸書道美術館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額

指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市一ボラテンアイアセンターの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか18施設緑の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市鴻ノ池陸上競技場ほか2施設緑の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市南部生涯スポーツセンター体育館ほか5施設緑の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市中央体育館ほか5施設緑の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ			全額

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全 額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ				全 額
指定管理者による奈良市良郷町の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成31年度まで	限度額に同じ				全 額
指定管理者による奈良市勤労者総合福祉センターの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成27年度から平成29年度まで	限度額に同じ				全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)							
区 分	補 正 前			補 正 後			
	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み 当 該 年 度 中 元金償還見込額	当 該 年 度 末 現在高見込額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額					
1. 普 通 債	5,487,900	8,726,753	111,849,793	6,476,400	9,590,248	111,974,798	
(2) 教 育	1,968,100	2,554,474	33,485,849	2,150,200	2,691,995	33,530,428	
(3) 公 営 住 宅	49,500	1,102,236	7,091,807	855,900	1,828,210	7,172,233	
合 計	14,816,800	14,732,185	211,524,902	15,805,300	15,595,680	211,649,907	

2. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括

(歳入)

(単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	6,256	11	6,267
3 市債	-	9,400	9,400
歳入合計	609,510	9,411	618,921

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
2 公債費	13,744	9,411	23,155		9,400			11
歳出合計	609,510	9,411	618,921		9,400			11
一般財源内訳 繰入金 11								

2. 歳入

第1款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	6,256	11	6,267	1 一般会計繰入金	11	一般会計繰入金
計	6,256	11	6,267			

住宅新築資金等貸付金特別会計

第3款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 借換債	—	9,400	9,400	1 借換債	9,400	借換債
計	—	9,400	9,400			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出

第2款 公債費

第1項 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	12,450	9,411	21,861	9,400	22 補償補填及び 賠償金	907	長期債元金償還経費
				(内訳) 市債	23 償還金利子及 び割引料	8,504	
				一般財源			
				11			
計	13,744	9,411	23,155	9,400			
				11			

住宅新築資金等貸付金特別会計

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当 該 年 度 中		当 該 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中		当 該 年 度 末 現在高見込額
	当 該 年 度 見 込 額	増 減 見 込 中 当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		増 減 見 込 中 当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	み 込 中 当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
土 木 債	-	12,450	15,166	9,400	20,954	16,062
計	-	12,450	15,166	9,400	20,954	16,062

3. 国民健康保険特別会計
 1. 総括 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	2,873,048	△1,300	2,871,748
歳入合計	37,849,831	△1,300	37,848,531

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	339,462	△1,300	338,162			△1,300
歳出合計	37,849,831	△1,300	37,848,531			△1,300
				一般財源内訳 繰入金		
				△ 1,300		

2. 歳入

第9款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,346,914	△ 1,300	2,345,614	2 職員給与費等繰入金	△ 1,300	職員給与費等繰入金
計	2,346,914	△ 1,300	2,345,614			

国民健康保険特別会計

3. 歳出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	246,931	△1,300	245,631	一般財源 △1,300	2 給料	△847	職員給与費等
					3 職員手当等	△949	
					4 共済費	496	
計	264,297	△1,300	262,997	特定財源 0 一般財源 △1,300			

国民健康保険特別会計

4. 給与費明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	23	79,144	62,646	141,790	26,910	168,700	
補正前	23	79,991	63,595	143,586	26,414	170,000	
比較		△ 847	△ 949	△ 1,796	496	△ 1,300	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,584	2,485	8,446	12,124	4	21,471	12,389
	補正前	1,483	3,341	9,727	12,777		21,233	11,026
	比較	101	△ 856	△ 1,281	△ 653	4	-238	1,363

職員手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	2,496	1,542	105
	補正前	2,081	1,905	22
	比較	415	△ 363	83

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 847	給与改定に伴う増減分	367	給与の改定率
				1級 0.87 %
				2級 0.46 %
				3級 0.34 %
				4級 0.30 %
				5級 0.27 %
				6級 0.25 %
				7級 0.19 %
				8級 0.16 %
				9級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
職員手当	△ 949	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 1,214	
		給与改定に伴う増減分	1,423	
		期末手当	94	
		勤勉手当	1,293	
職員手当		その他の増減分	36	
		その他の増減分	△ 2,372	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	区 分	一般行政職
平成26年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	284,523
	平均給与月額 (円)	420,259
	平 均 年 齢 (歳)	38.7
平成26年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	275,809
	平均給与月額 (円)	349,596
	平 均 年 齢 (歳)	38.7

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
国 の 制 度	高 校 卒	140,100
	短 大 卒	149,800
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成26年 10月1日 現在	1	5	21.7
	2	5	21.7
	3	3	13.0
	4	1	4.4
	5	6	26.1
	6	1	4.4
	7		
	8	2	8.7
	9		
	10		
	計	23	100

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成26年 1月1日 現在	1	4	17.4
	2	7	30.5
	3	1	4.3
	4	2	8.7
	5	6	26.1
	6	2	8.7
	7	1	4.3
	8		
	9		
	10		
	計	23	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

職 種		合 計	分		職 種
			一 般 行 政 職		
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)	23	23
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)	19	19
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)		
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
4号給		(人)	19	19	
比 率	(B) / (A)	(%)	82.6	82.6	
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)	23	23
	昇 給 に 係 る 職 員 数	(B)	(人)	20	20
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)		
		2号給	(人)		
		3号給	(人)		
4号給		(人)	20	20	
比 率	(B) / (A)	(%)	87.0	87.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90	2.20	4.10	有	国と同じ
補正前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国の制度	1.90	2.20	4.10	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	23
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者
	異なる	自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

4. 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計

(1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1,027,035	△1,600	1,025,435
歳入合計	1,534,000	△1,600	1,532,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	334,500	△3,400	331,100				△3,400
2 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	337,900	1,800	339,700				1,800
歳出合計	1,534,000	△1,600	1,532,400				△1,600
一般財源内訳 繰入金							△ 1,600

2. 歳入

第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,027,035	△ 1,600	1,025,435	一般会計繰入金	△ 1,600	一般会計繰入金
計	1,027,035	△ 1,600	1,025,435			

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	334,500	△3,400	331,100	一般財源 △3,400	2 給料	△1,462	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,602	
					4 共済費	△336	
計	334,500	△3,400	331,100	特定財源 0 一般財源 △3,400			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	337,900	1,800	339,700	一般財源	2 給料	△499	職員給与費等
					3 職員手当等	2,287	
					4 共済費	12	
計	337,900	1,800	339,700	特定財源 一般財源			
土地区画整理事業特別会計							

4. 給与費用明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	16	60,894	48,516	109,410	20,990	130,400	
補正前	16	62,855	47,831	110,686	21,314	132,000	
比較		△ 1,961	685	△ 1,276	△ 324	△ 1,600	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	1,974	1,741	6,722	8,847	16,834	9,491	2,088
	補正前	2,545	1,866	7,518	7,143	17,304	8,986	2,064
	比較	△ 571	△ 125	△ 796	1,704	△ 470	505	24

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	651	168
	補正前	398	7
	比較	253	161

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	Δ 1,961	給与改定に伴う増減分	230	給与の改定率
				1級 0.87 %
				2級 0.46 %
				3級 0.34 %
				4級 0.30 %
				5級 0.27 %
				6級 0.25 %
				7級 0.19 %
				8級 0.16 %
				9級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
職員手当	685	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	Δ 2,191	
		給与改定に伴う増減分	1,058	
		期末手当	60	
		勤勉手当	976	
職員手当	685	その他の増減分	22	
		その他の増減分	Δ 373	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	学 歴	一般行政職 (円)
平成26年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	322,314
	平均給与月額 (円)	410,062
	平 均 年 齢 (歳)	42.0
平成26年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	307,878
	平均給与月額 (円)	425,660
	平 均 年 齢 (歳)	42.1

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
国 の 制 度	高 校 卒	140,100
	短 大 卒	149,800
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数 (単位 人・%)

区 分	一 般 行 政 職	
	級	構 成 比
平成26年 10月1日 現在	1	
	2	12.5
	3	18.8
	4	18.8
	5	31.2
	6	12.5
	7	
	8	6.2
	9	
	10	
	計	100

区 分	一 般 行 政 職	
	級	構 成 比
平成26年 1月1日 現在	1	
	2	24.9
	3	6.3
	4	18.8
	5	31.2
	6	12.5
	7	
	8	6.3
	9	
	10	
	計	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分		分				合計		職 種	
		員 数						一般行政職	
補 正 後	職 昇 給 に 係 る 職 員 数	数 (A)		(人)		16		16	
		数 (B)		(人)		14		14	
		1号給		(人)					
		2号給		(人)					
		3号給		(人)					
補 正 前	職 昇 給 に 係 る 職 員 数	4号給		(人)		14		14	
		率 (B)/(A)		(%)		87.5		87.5	
		数 (A)		(人)		16		16	
		数 (B)		(人)		15		15	
		1号給		(人)					
補 正 前	職 昇 給 に 係 る 職 員 数	2号給		(人)					
		3号給		(人)					
		4号給		(人)		15		15	
		率 (B)/(A)		(%)		93.8		93.8	
		1号給		(人)					

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.90	2.20	4.10	有	国と同じ
補正前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国の制度	1.90	2.20	4.10	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	16
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者
	異なる	自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

5. 駐車場事業特別会計

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 新規分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他			
指定管理者による奈良市営 JR奈良駅第1駐車場ほか 1施設の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成27年度 から 平成29年度 まで	限度額 に同じ				全 額

6. 介護保険特別会計

(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	5,692,785	3,650	5,696,435
6 繰入金	4,151,803	△9,450	4,142,353
歳入合計	26,247,891	△5,800	26,242,091

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	609,243	△5,800	603,443	3,650			△9,450
歳出合計	26,247,891	△5,800	26,242,091	3,650			△9,450
				一般財源内訳			繰入金
							△ 9,450

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 介護保険事業費国庫補助金	—	3,650	3,650	1 介護保険事業費補助金	3,650	介護保険システム改修事業費補助金
計	1,034,625	3,650	1,038,275			

介護保険特別会計

第 6 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	608,714	△ 9,450	599,264	1 職員給与費等繰入金	△ 13,100	職員給与費等繰入金
				2 事務費繰入金	3,650	事務費繰入金
計	3,829,410	△ 9,450	3,819,960			

介護保険特別会計

3. 歳出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
I 一般管理費	291,479	△5,800	285,679	特定財源 3,650	2 給料	△8,641	職員給与費等 △13,100
				(内訳)	3 職員手当等	△3,768	介護保険事務経費 7,300
				国庫支出金	4 共済費	△691	
				一般財源 3,650	13 委託料	7,300	
				一般財源 △9,450			
計	295,678	△5,800	289,878	特定財源 3,650 一般財源 △9,450			

介護保険特別会計

4. 給与費明細書

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	37	128,150	93,301	221,451	44,449	265,900	
補正前	37	136,791	97,069	233,860	45,140	279,000	
比較		△ 8,641	△ 3,768	△ 12,409	△ 691	△ 13,100	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	2,429	3,376	13,802	13,685	34,726	19,488	3,606
	補正前	1,716	4,164	15,989	16,366	35,960	18,672	2,110
	比較	713	△ 788	△ 2,187	△ 2,681	△ 1,234	816	1,496

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職 特別勤務手当
	補正後	2,014	175
	補正前	2,072	20
	比較	△ 58	155

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	Δ 8,641	給与改定に伴う増減分	542	給与の改定率
				1級 0.87 %
				2級 0.46 %
				3級 0.34 %
				4級 0.30 %
				5級 0.27 %
				6級 0.25 %
				7級 0.19 %
				8級 0.16 %
				9級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
職員手当	Δ 3,768	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	Δ 9,183	
		給与改定に伴う増減分	期末手当 141	
			2,293 勤勉手当 2,099	
			その他 53	
		その他の増減分	Δ 6,061	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)	305,681	—
	平均給与月額 (円)	389,228	—
	平均年齢 (歳)	41.0	—
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)	289,524	297,199
	平均給与月額 (円)	346,625	345,448
	平均年齢 (歳)	40.3	48.6

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500	
	短 大 卒	155,700	
	大 学 卒	178,800	
国の制度	高 校 卒	140,100	
	短 大 卒	149,800	
	大 学 卒	172,200	

(単位 人・%)

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成26年 10月1日 現在	1	4	10.8	1		
	2	6	16.2	2		
	3			3		
	4	15	40.6	4		
	5	7	18.9	5		
	6	3	8.1	6		
	7	1	2.7	7		
	8	1	2.7	8		
	9			9		
	10			10		
	計	37	100	計		

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成26年 1月1日 現在	1	4	12.1	1		
	2	6	18.2	2		
	3	2	6.1	3	1	25.0
	4	11	33.3	4	3	75.0
	5	7	21.2	5		
	6	2	6.1	6		
	7	1	3.0	7		
	8			8		
	9			9		
	10			10		
	計	33	100	計	4	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務補	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

昇給

区分			合計		職 種	
職 員					一般行政職	技能労務職
補	昇給に係る職員数	数 (A) (人)	37	37	37	
		数 (B) (人)				
正	給 別 内 訳	1号給 (人)	2	35	2	33
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)				
後	比 率 (B)/(A) (%)		94.6	94.6	4	4
補	昇給に係る職員数	数 (A) (人)	37	35	31	4
		数 (B) (人)				
正	給 別 内 訳	1号給 (人)	34	93.9	1	4
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)				
前	比 率 (B)/(A) (%)		94.6	93.9	100	

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1.90	2.20	4.10	有	国と同じ
補 正 前	1.90	2.05	3.95	有	国と同じ
国の制度	1.90	2.20	4.10	有	

カ 地域手当

支給対象地域	4級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	37
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者
	異なる	自動車利用者 2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会 計 款 性 質 区 分	一 般 会 計											特 別 会 計					
	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	労 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	公 債 費	合 計	住 宅 新 築 付 資 金 等 金	国 民 健 康 保 険	土 地 区 画 整 理 事 業	介 護 保 険
人 件 費	△ 42,769	554,309	△ 63,051	24,262	△ 1,540	△ 21,957	3,119	△ 2,107	△ 30,129	102,417	△ 11,554		511,000		△ 1,300		△ 13,100
扶 助 費			116,000	8,000									124,000				
維 持 補 修 費									300				300				
物 件 費		28,000				6,639			3,000				37,639				7,300
補 助 費 等		2,114	55,625	3,500								95,041	156,280	907			
投 資 的 経 費						200			△ 21,900	500	25,900		4,700			△ 1,600	
普 通 建 設 事 業						200			△ 21,900	500	25,900		4,700			△ 1,600	
単 独						200			△ 21,900	500	25,900		4,700			△ 1,600	
公 債 費												863,495	863,495	8,504			
繰 出 金			△ 10,750						△ 1,589				△ 12,339				
計	△ 42,769	584,423	97,824	35,762	△ 1,540	△ 15,118	3,119	△ 2,107	△ 50,318	102,917	14,346	953,536	1,685,075	9,411	△ 1,300	△ 1,600	△ 5,800

物件費及び維持補修費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 会 計 及 び 款	賃	金 委 託	料 維 持 補 修 費	計
総 務 費	28,000			28,000
農 林 水 産 業 費		6,639		6,639
土 木 費		3,000	300	3,300
一 般 会 計 合 計	28,000	9,639	300	37,939
介 護 保 険		7,300		7,300

公債費・繰出金・その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会 計 及 び 款	負 担 補 助 交 付	金 補 償 及 び 賠 償	償 還 子 引	金 扶 及 び 料	助 費 繰 出	金 計
総 務 費	2,114					2,114
民 生 費	46,503		9,122		△ 10,750	160,875
衛 生 費	3,500				8,000	11,500
土 木 費					△ 1,589	△ 1,589
公 債 費		95,041	863,495			958,536
一 般 会 計 合 計	52,117	95,041	872,617		△ 12,339	1,131,436
住宅新築資金等貸付金		907	8,504			9,411

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明
				国	県	地方債	その他	
農林水産業費			200				200	
	単	土地基盤整備事業	200				200	
土木費			△ 21,900				△ 21,900	
	単	道路橋梁新設改良事業	△ 17,200				△ 17,200	
	単	河川堤防改修事業	400				400	
	単	街路事業	900				900	
	単	公園事業	△ 6,600				△ 6,600	
消防費	単	公営住宅整備事業	600				600	
			500				500	
	単	消防施設整備事業	500				500	
教育費			25,900			30,000	△ 4,100	
	単	小学校施設整備事業	600				600	
	単	中学校施設整備事業	25,300			30,000	△ 4,700	給食堂設計
一般会計合計			4,700			30,000	△ 25,300	

平成26年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第1款	病院事業収益	628,511千円	3,500千円	632,011千円
第3項	看護師養成事業収益	98,900千円	3,500千円	102,400千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	622,700千円	3,500千円	626,200千円
第3項	看護師養成事業費用	98,900千円	3,500千円	102,400千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	55,594千円	1,461千円	57,055千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条中「45,878千円」を「49,378千円」に改める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成 26 年度 奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

1. 平成 26 年度 奈良市病院事業給与費明細書（第 1 号）

1. 平成 26 年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第 1 号）

1. 平成 26 年度 奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）参考書

平成26年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			628,511	3,500	632,011	
	3. 看護師養成事業収益		98,900	3,500	102,400	
		1. 他 会 計 金 補 助 金	13,080	3,500	16,580	一般会計補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			622,700	3,500	626,200	
	3. 看護師養成事業費用		98,900	3,500	102,400	
		1. 看 護 師 費 養 成 費	98,900	3,500	102,400	給料、職員手当、法定福利費、委託料

平成26年度奈良市病院事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与			法定福利費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	5	27,080	20,789	47,869	9,186	57,055
	資本勘定支弁職員						
	合計	5	27,080	20,789	47,869	9,186	57,055
補正前	損益勘定支弁職員	6	25,609	21,385	46,994	8,600	55,594
	資本勘定支弁職員						
	合計	6	25,609	21,385	46,994	8,600	55,594
比較	損益勘定支弁職員	△1	1,471	△596	875	586	1,461
	資本勘定支弁職員						
	合計	△1	1,471	△596	875	586	1,461

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当
補正後		450	2,941	324	1,069	3,777	885
補正前		582	2,797	324	1,019	4,141	885
比較		△132	144	0	50	△364	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	業績手当	退職手当
補正後		36	8,055	3,204	48	0	0
補正前		36	7,294	2,749	48	514	996
比較		0	761	455	0	△514	△996

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	1,471	給与改定に伴う増減分 △ 42		給与の改定率
				1 級 0.87 %
				2 級 0.46 %
				3 級 0.34 %
				4 級 0.30 %
				5 級 0.27 %
				6 級 0.25 %
				7 級 0.19 %
				8 級 0.16 %
				9 級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,513	
職 員 手 当	△ 596	給与改定に伴う増減分	期末手当 428	
			勤勉手当 283	
			その他 10	
		その他の増減分	△ 1,317	

3. 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)
	320,010
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	398,889
	平均年齢 (歳)
	41.2
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	336,273
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	410,274
	平均年齢 (歳)
平成26年1月1日現在	45.2

(2) 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	一般会計の制度
平成26年1月1日	高 校 卒	同 左
	144,500	
	短 大 卒	
平成26年1月1日	155,700	
	大 学 卒	
平成26年1月1日	178,800	
	大 学 卒	

(3) 級別・号別職員数

(単位：人・%)

区 分	一 般 行 政 職 (特定任期付職員を除く。)			一 般 行 政 職 (特定任期付職員)		
	級	職 員 数	構 成 比	号	職 員 数	構 成 比
平成26年10月1日現在	1	1	25.0	1		
	2			2		
	3			3		
	4			4	1	100.0
	5	1	25.0	5		
	6			6		
	7	1	25.0			
	8	1	25.0			
	9					
	10					
	計	4	100.0	計	1	100.0

区 分	一 般 行 政 職 (特定任期付職員を除く。)			一 般 行 政 職 (特定任期付職員)		
	級	職 員 数	構 成 比	号	職 員 数	構 成 比
平成26年1月1日現在	1			1		
	2	1	20.0	2		
	3	1	20.0	3		
	4	1	20.0	4	1	100.0
	5	1	20.0	5		
	6			6		
	7					
	8	1	20.0			
	9					
	10					
	計	5	100.0	計	1	100.0

(級別・号別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
一般行政職 (特定任期付職員を除く。)	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

区 分	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
一般行政職 (特定任期付職員)	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

補 正 後	区 分		合 計	職 種	
	職 員 数	(A) (人)		一般行政職	
補 正 前	昇給に係る職員数	(B) (人)	5	5	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	2	2	
		4号給 (人)			
補 正 後	比 率 (B) / (A)	(%)	60.0	60.0	
	職 員 数	(A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	5	5	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	4	4	
	比 率 (B) / (A)	(%)	83.3	83.3	

(5) 期末手当・勤勉手当
一般行政職（特定任期付職員を除く。）

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 後	1. 9 0	2. 2 0	4. 1 0	有	一般会計と同じ
補 正 前	1. 9 0	2. 0 5	3. 9 5	有	一般会計と同じ
一般会計の制度	1. 9 0	2. 2 0	4. 1 0	有	

一般行政職（特定任期付職員）

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 後	1. 4 0	1. 7 0	3. 1 0	有	一般会計と同じ
補 正 前	1. 4 0	1. 5 5	2. 9 5	有	一般会計と同じ
一般会計の制度	1. 4 0	1. 7 0	3. 1 0	有	

注 特定任期付職員は、期末手当のみ

(6) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同		差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	じ	
地 域 手 当	同	じ	
住 居 手 当	同	じ	
通 勤 手 当	同	じ	

平成 2 6 年度奈良市病院事業
補正予定貸借対照表（第 1 号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科目	既決予定額	補正予定額	計	科目	既決予定額	補正予定額	計
流 動 2 . 資 産	137,816	3,500 △ 3,500	137,816	7 . 剰余金	2,078,371	3,500 △ 3,500	2,078,371
現 金 (1) 預 金	59,670	3,500 △ 3,500	59,670	(2)欠損金	457,821	3,500 △ 3,500	457,821
				当年度 イ未処理 欠損金	457,821	3,500 △ 3,500	457,821
計	9,146,166	0	9,146,166	計	9,146,166	0	9,146,166

平成26年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益	3. 看護師養成事業収益			628,511	3,500	632,011	
				98,900	3,500	102,400	
			1. 他会計補助金	13,080	3,500	16,580	
			一般会計補助金	13,080	3,500	16,580	

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用	3. 看護師養成事業費用	1. 看護師養成費		622,700	3,500	626,200	
				98,900	3,500	102,400	
				98,900	3,500	102,400	
			給料	14,458	1,471	15,929	
			職員手当	11,255	△ 596	10,659	
			法定福利費	4,881	586	5,467	
			委託料	68,102	2,039	70,141	

平成26年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,947,000千円	△28,645千円	8,918,355千円
第1項 営業費用	7,156,376千円	△28,645千円	7,127,731千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,842,000千円」を「不足する額2,844,344千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,578,347千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,482,351千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,222,152千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,320,492千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,732,000千円	2,344千円	4,734,344千円
第1項 施設整備事業費	39,618千円	△7,030千円	32,588千円
第2項 施設費	732,001千円	4,093千円	736,094千円
第3項 配水施設改良費	569,270千円	5,281千円	574,551千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

(1) 職 員 給 与 費 2,632,244千円 △26,301千円 2,605,943千円

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成26年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成26年度 奈良市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成26年度 奈良市水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成26年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成26年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成26年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,947,000	△28,645	8,918,355	
	1. 営業費用		7,156,376	△28,645	7,127,731	
		1. 原水及び 浄水費	2,189,984	684	2,190,668	
		2. 配水費	469,770	△10,115	459,655	
		3. 給水費	207,450	△2,941	204,509	
		4. 施設管理費	461,349	△16,565	444,784	
		5. 受託工事費	25,903	370	26,273	
		6. 業務費	400,324	△2,458	397,866	
		7. 総係費	707,266	2,380	709,646	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,732,000	2,344	4,734,344	
	1. 施設整備費 事業費		39,618	△7,030	32,588	
		1. 配水施設 整備費	39,618	△7,030	32,588	
	2. 施設費		732,001	4,093	736,094	
		1. 配水施設費	84,015	4,367	88,382	
		2. 施設費	647,986	△274	647,712	
	3. 配水施設 改良費		569,270	5,281	574,551	
		1. 配水施設 改良費	390,358	△1,618	388,740	
		2. 受託配水管 改良費	178,912	6,899	185,811	

平成２６年度奈良市水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第１号）

（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 83,539
減価償却費	2,647,539
引当金の増減額（△は減少）	964,290
長期前受金戻入額	△ 957,385
受取利息	△ 1,160
支払利息	289,654
固定資産除却損	44,307
未収金の増減額（△は増加）	33,040
前払金の増減額（△は増加）	4,876
未払金の増減額（△は減少）	87,122
小計	3,028,744
利息の受取額	1,160
利息の支払額	△ 289,654
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,740,250

２．投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,334,883
負担金による収入	943,448
分担金による収入	275,067
引当金の増減額（△は減少）	14,442
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 101,926

３．財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	602,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,288,960
長期割賦金の償還による支出	△ 959,515
他会計貸付金による支出	△ 40,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,686,475

資金減少額	48,151
資金期首残高	2,306,202
資金期末残高	2,258,051

平成26年度奈良市水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補正後	損益勘定支弁職員	1	142 [22]	605,545	649,761	1,255,306	203,722	1,459,028
	資本勘定支弁職員		28	93,959	79,222	173,181	32,136	205,317
	合 計	1	170 [22]	699,504	728,983	1,428,487	235,858	1,664,345
補正前	損益勘定支弁職員	1	149 [26]	641,947	633,558	1,275,505	212,168	1,487,673
	資本勘定支弁職員		29	93,334	77,956	171,290	31,683	202,973
	合 計	1	178 [26]	735,281	711,514	1,446,795	243,851	1,690,646
比較	損益勘定支弁職員		△ 7[△4]	△ 36,402	16,203	△ 20,199	△ 8,446	△ 28,645
	資本勘定支弁職員		△ 1	625	1,266	1,891	453	2,344
	合 計		△ 8[△4]	△ 35,777	17,469	△ 18,308	△ 7,993	△ 26,301

[] 内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳														
区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勤 勉	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
補正後		27,611	22,774	76,933	12,922	24,997	300	60,861	188,268	108,218	501		14,580	191,018
補正前		30,568	25,788	80,441	15,575	26,509	3,050	60,861	196,757	99,796	780		15,630	155,759
比 較		△ 2,957	△ 3,014	△ 3,508	△ 2,653	△ 1,512	△ 2,750	0	△ 8,489	8,422	△ 279		△ 1,050	35,259

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 35,777	給与改定に伴う増減分	2,377	給与の改定率
				1 級 0.87 %
				2 級 0.46 %
				3 級 0.34 %
				4 級 0.30 %
				5 級 0.27 %
				6 級 0.25 %
				7 級 0.19 %
				8 級 0.16 %
				9 級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 38,154	
手 当	17,469	給与改定に伴う増減分	期末手当 793	
			勤勉手当 10,767	
			その他 238	
		その他の増減分	退職給付費 35,259	
			その他 △ 29,588	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)
	314,821
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	421,187
	平均年齢 (歳)
	41.3
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	305,143
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	400,721
	平均年齢 (歳)
	41.7

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
		同 左

(3) 級別職員数		〔 〕 は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)			
区 分	一 般 職			構 成 比	
	級	職 員 数			
平成26年10月 1 日現在	1	14	8. 2		
	2	43	25. 3		
	3	6 〔20〕	3. 5 〔100. 0〕		
	4	24	14. 1		
	5	47	27. 7		
	6	17	10. 0		
	7	6	3. 5		
	8	11	6. 5		
	9	2	1. 2		
	10				
	計	170 〔20〕	100. 0 〔100. 0〕		
平成26年1月 1 日現在	1	19	10. 6		
	2	39	21. 7		
	3	5 〔18〕	2. 8 〔100. 0〕		
	4	29	16. 1		
	5	49	27. 2		
	6	15	8. 3		
	7	9	5. 0		
	8	13	7. 2		
	9	2	1. 1		
	10				
	計	180 〔18〕	100. 0 〔100. 0〕		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)	1 7 0	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1 5 1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給	(人)		
		2 号 給	(人)		
		3 号 給	(人)	5	
		4 号 給	(人)	1 4 6	
補 正 前	比 率 (B) / (A)			8 8 . 8	
	職 員 数	(A)	(人)	1 7 8	
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	1 5 6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給	(人)		
		2 号 給	(人)		
		3 号 給	(人)	2	
		4 号 給	(人)	1 5 4	
	比 率 (B) / (A)			8 7 . 6	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0. 0 3
支給対象職員の比率（平成26年10月1日現在）	4 6. 4 7
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	
補 正 前	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 0 5 〔1. 1 2 5〕	3. 9 5 〔2. 1 0〕	有	
一般会計の制度	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成26年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成27年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,055,453	
ロ 建 物	3,839,928		
減価償却累計額	<u>△1,693,833</u>	2,146,095	
ハ 構 築 物	76,190,960		
減価償却累計額	<u>△36,908,641</u>	39,282,319	
ニ 機 械 及 び 装 置	15,538,590		
減価償却累計額	<u>△11,655,170</u>	3,883,420	
ホ 車 両 運 搬 具	91,351		
減価償却累計額	<u>△76,760</u>	14,591	
ヘ 器 具 備 品	153,635		
減価償却累計額	<u>△108,546</u>	45,089	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>838,761</u>	
有形固定資産合計			50,265,728
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		21,855,930	
ロ その他無形固定資産		<u>1,492,628</u>	
無形固定資産合計			23,348,558
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
ロ 長 期 貸 付 金		<u>80,000</u>	
投資合計			<u>83,175</u>
固定資産合計			73,697,461
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		2,258,051	
(2) 未 収 金	739,456		
貸倒引当金	<u>△41,460</u>	697,996	
(3) 貯 蔵 品		15,925	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>1,177</u>	
流動資産合計			<u>2,973,149</u>
資産合計			<u><u>76,670,610</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

12,079,339

企 業 債 合 計

12,079,339

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,330,000

引 当 金 合 計

1,330,000

(3) 長期未払割賦金

3,835,847

固 定 負 債 合 計

17,245,186

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

897,765

企 業 債 合 計

897,765

(2) ダム割賦負担金

564,512

(3) 未 払 金

305,326

(4) 前 受 金

24,488

(5) 引 当 金

イ 賞与引当金

107,272

引 当 金 合 計

107,272

(6) 預 り 金

372,439

流 動 負 債 合 計

2,271,802

5. 繰 延 収 益

(1) 長期前受金

44,692,260

収 益 化 累 計 額

△17,406,910

27,285,350

繰 延 収 益 合 計

27,285,350

負 債 合 計

46,802,338

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	<u>6,541,669</u>	
資 本 金 合 計		6,541,669

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,355,953	
ロ 諸 補 助 金	83,368	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	<u>11,735,978</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,576,937

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度未処分利益剰余金	<u>4,749,666</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,749,666</u>
剰 余 金 合 計		<u>23,326,603</u>
資 本 合 計		<u>29,868,272</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>76,670,610</u></u>

平成26年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				8,947,000	△28,645	8,918,355	
	1. 営業費用			7,156,376	△28,645	7,127,731	
		1. 原水及び浄水費		2,189,984	684	2,190,668	
			(1)給料	121,456	△1,697	119,759	
			(2)手当	66,201	1,277	67,478	
			(3)賞与引当金繰入額	18,431	357	18,788	
			(6)法定福利費	37,500	747	38,247	
		2. 配水費		469,770	△10,115	459,655	
			(1)給料	61,722	△4,793	56,929	
			(2)手当	43,603	△3,129	40,474	
			(3)賞与引当金繰入額	9,540	△722	8,818	
			(6)法定福利費	19,372	△1,471	17,901	
		3. 給水費		207,450	△2,941	204,509	
			(1)給料	59,466	△1,754	57,712	
			(2)手当	34,007	△1,334	32,673	
			(3)賞与引当金繰入額	9,119	△130	8,989	
			(6)法定福利費	18,315	277	18,592	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		4. 施 管 理 設 費		461,349	△16,565	444,784	
			(1)給 料	128,857	△8,519	120,338	
			(2)手 当	74,297	△4,563	69,734	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	19,930	△1,227	18,703	
			(6)法定福利費	40,162	△2,256	37,906	
		5. 受 工 事 託 費		25,903	370	26,273	
			(1)給 料	8,987	△150	8,837	
			(2)手 当	6,056	544	6,600	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	1,461	△5	1,456	
			(6)法定福利費	2,896	△19	2,877	
		6. 業 務 費		400,324	△2,458	397,866	
			(1)給 料	97,461	△2,042	95,419	
			(2)手 当	56,873	492	57,365	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	13,897	△412	13,485	
			(6)法定福利費	29,508	△496	29,012	
		7. 総 係 費		707,266	2,380	709,646	
			(1)給 料	163,998	△17,447	146,551	
			(2)手 当	114,116	△8,570	105,546	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	24,859	△2,268	22,591	
			(6)法定福利費	49,824	△4,594	45,230	
			(8)退職給付費	155,759	35,259	191,018	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出				4,732,000	2,344	4,734,344	
	1. 施設整備事業費			39,618	△7,030	32,588	
		1. 配水施設整備費		39,618	△7,030	32,588	
			(1)給料	14,723	△2,815	11,908	
			(2)手当	9,397	△2,711	6,686	
			(3)賞与引当金繰入額	2,389	△569	1,820	
			(6)法定福利費	4,732	△935	3,797	
	2. 施設費			732,001	4,093	736,094	
		1. 配設水費		84,015	4,367	88,382	
			(1)給料	20,660	1,513	22,173	
			(2)手当	12,510	2,070	14,580	
			(3)賞与引当金繰入額	3,051	211	3,262	
			(6)法定福利費	6,445	573	7,018	
		2. 施設費		647,986	△274	647,712	
			(1)給料	10,239	△613	9,626	
			(2)手当	7,157	605	7,762	
			(3)賞与引当金繰入額	1,561	△76	1,485	
			(6)法定福利費	3,251	△190	3,061	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
	3. 配水施設 改 良 費			569,270	5,281	574,551	
		1. 配 水 施 設 改 良 費		390,358	△1,618	388,740	
			(1)給 料	26,458	△761	25,697	
			(2)手 当	19,683	△450	19,233	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	4,050	△150	3,900	
			(6)法定福利費	8,350	△257	8,093	
		2. 受託配水管 改 良 費		178,912	6,899	185,811	
			(1)給 料	21,254	3,301	24,555	
			(2)手 当	17,005	1,687	18,692	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	3,310	665	3,975	
			(6)法定福利費	6,748	1,246	7,994	

平成26年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	515,000千円	△5,004千円	509,996千円
第1項 営業費用	433,622千円	△5,004千円	428,618千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	32,798千円	△5,004千円	27,794千円

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成26年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 平成26年度 奈良市都祁水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 平成26年度 奈良市都祁水道事業給与費明細書（第2号）
4. 平成26年度 奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第2号）
5. 平成26年度 奈良市都祁水道事業会計補正予算（第2号）参考書

平成26年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			515,000	△5,004	509,996	
	1. 営業費用		433,622	△5,004	428,618	
		6. 総 係 費	31,057	△5,004	26,053	

平成26年度奈良市都祁水道事業補正予定 キャッシュ・フロー計算書（第2号）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 73,309
減価償却費	298,732
引当金の増減額（△は減少）	1,964
長期前受金戻入額	△ 119,150
支払利息	63,281
固定資産除却損	10
未収金の増減額（△は増加）	△ 1,300
未払金の増減額（△は減少）	16,335
前受金の増減額（△は減少）	<u>△ 1,300</u>
小計	185,263
利息の支払額	<u>△ 63,281</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	121,982

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 10,598
負担金による収入	106,232
分担金による収入	<u>1,512</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	97,146

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	11,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 221,541
長期割賦金の償還による支出	△ 41,414
他会計借入金による収入	<u>40,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 211,655

資金増加額	7,473
資金期首残高	<u>40,890</u>
資金期末残高	48,363

平成26年度奈良市都祁水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

（単位：千円）

区 分	職 員 数（人）		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補正後	損益勘定支弁職員	3	12,303	8,981		21,284	4,176	25,460
	資本勘定支弁職員							
	合 計	3	12,303	8,981		21,284	4,176	25,460
補正前	損益勘定支弁職員	4	14,996	10,391		25,387	5,077	30,464
	資本勘定支弁職員							
	合 計	4	14,996	10,391		25,387	5,077	30,464
比較	損益勘定支弁職員	△ 1	△ 2,693	△ 1,410		△ 4,103	△ 901	△ 5,004
	資本勘定支弁職員							
	合 計	△ 1	△ 2,693	△ 1,410		△ 4,103	△ 901	△ 5,004

〔 〕内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳													
区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童
退職給付費													
補正後		597	294	1,355	0	438	0	1,202	3,217	1,862	16		0
補正前		597	294	1,630	0	384	20	1,261	4,071	2,114	20		0
比較		0	0	△ 275	0	54	△ 20	△ 59	△ 854	△ 252	△ 4		0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 2,693	給与改定に伴う増減分	19	給与の改定率
				1 級 0.87 %
				2 級 0.46 %
				3 級 0.34 %
				4 級 0.30 %
				5 級 0.27 %
				6 級 0.25 %
				7 級 0.19 %
				8 級 0.16 %
				9 級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
手 当	△ 1,410	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 2,712	
		給与改定に伴う増減分	209	
			期末手当 6 勤勉手当 201 その他 2	
		その他の増減分	△ 1,619	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)
	340,512
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	419,271
	平均年齢 (歳)
	47.1
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	297,538
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	364,171
	平均年齢 (歳)
	42.9

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
		同 左

〔 〕 は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比
(単位：人・%)

区 分	一 般 職			構 成 比
	級	職 員 数		
平成26年10月 1 日現在	1			
	2	1		33. 3
	3			
	4			
	5	1		33. 3
	6	1		33. 4
	7			
	8			
	9			
	10			
	計		3	100. 0
平成26年 1 月 1 日現在	1			
	2		2	50. 0
	3			
	4			
	5		1	25. 0
	6		1	25. 0
	7			
	8			
	9			
	10			
	計		4	100. 0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)		3
	昇給に係る職員数	(B)	(人)		2
	号 給 数 別 内 訳	1 号給	(人)		
		2 号給	(人)		
		3 号給	(人)		
		4 号給	(人)		2
補 正 前	比 率 (B) / (A)		(%)		6 6 . 7
	職 員 数	(A)	(人)		4
	昇給に係る職員数	(B)	(人)		3
	号 給 数 別 内 訳	1 号給	(人)		
		2 号給	(人)		
		3 号給	(人)		
		4 号給	(人)		3
	比 率 (B) / (A)		(%)		7 5 . 0

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0. 0 0
支給対象職員の比率（平成26年10月1日現在）	33. 33
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1. 90 〔0. 975〕	2. 20 〔1. 175〕	4. 10 〔2. 15〕	有	
補 正 前	1. 90 〔0. 975〕	2. 05 〔1. 125〕	3. 95 〔2. 10〕	有	
一般会計の制度	1. 90 〔0. 975〕	2. 20 〔1. 175〕	4. 10 〔2. 15〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成26年度奈良市都祁水道事業補正予定貸借対照表（第2号）

（平成27年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 73,413

ロ 建 物 296,396

減価償却累計額 △29,999 266,397

ハ 構 築 物 4,106,780

減価償却累計額 △856,532 3,250,248

ニ 機 械 及 び 装 置 1,386,603

減価償却累計額 △654,185 732,418

ホ 車 両 運 搬 具 41

減価償却累計額 0 41

有形固定資産合計 4,322,517

(2) 無 形 固 定 資 産

イ ダ ム 使 用 権 495,448

ロ 水 利 権 103,140

無形固定資産合計 598,588

固定資産合計 4,921,105

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 48,363

(2) 未 収 金 4,880

流動資産合計 53,243

資 産 合 計 4,974,348

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 2,864,625

企業債合計 2,864,625

(2) 他 会 計 借 入 金 80,000

固 定 負 債 合 計 2,944,625

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債 197,861

企 業 債 合 計 197,861

(2) 未 払 金 27,230

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金 1,964

引 当 金 合 計 1,964

流 動 負 債 合 計 227,055

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金 3,286,842

収 益 化 累 計 額 △1,246,510 2,040,332

繰 延 収 益 合 計 2,040,332

負 債 合 計 5,212,012

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金 4,673

資 本 金 合 計 4,673

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額 2,276

ロ 諸 補 助 金 19,875

ハ 負担金その他諸収入 6,795

資 本 剰 余 金 合 計 28,946

(2) 欠 損 金

イ 当年度未処理欠損金 271,283

欠 損 金 合 計 271,283

剰 余 金 合 計 △242,337

資 本 合 計 △237,664

負 債 資 本 合 計 4,974,348

平成26年度奈良市都祁水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				515,000	△5,004	509,996	
	1. 営業費用			433,622	△5,004	428,618	
		6. 総 係 費		31,057	△5,004	26,053	
			(1)給 料	14,996	△2,693	12,303	
			(2)手 当	8,409	△1,094	7,315	
			(3)賞与引当金繰入額	2,334	△370	1,964	
			(6)法定福利費	4,725	△847	3,878	

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道
事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	205,630千円	△302千円	205,328千円
第1項 営業費用	195,795千円	△302千円	195,493千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	10,775千円	△302千円	10,473千円

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成26年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成26年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成26年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成26年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成26年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 簡易水道事業費			205,630	△302	205,328	
	1. 営業費用		195,795	△302	195,493	
		6. 総 係 費	10,283	△302	9,981	

平成26年度奈良市月々瀬簡易水道事業補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 21,088
減価償却費	151,244
引当金の増減額（△は減少）	737
長期前受金戻入額	△ 127,031
支払利息	6,806
固定資産除却損	10
未収金の増減額（△は増加）	△ 1,350
未払金の増減額（△は減少）	△ 1,265
前受金の増減額（△は減少）	△ 1,350
預り金の増減額（△は減少）	<u>△ 1</u>
小計	6,712
利息の支払額	<u>△ 6,806</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 94

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,677
負担金による収入	19,023
分担金による収入	<u>397</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,743

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 19,023</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,423
資金増加額	226
資金期首残高	<u>15,023</u>
資金期末残高	15,249

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後		1	4,517	3,650		8,167	1,571	9,738
		1	4,517	3,650		8,167	1,571	9,738
補正前		1	4,504	3,982		8,486	1,554	10,040
		1	4,504	3,982		8,486	1,554	10,040
比較			13	△ 332		△ 319	17	△ 302
			13	△ 332		△ 319	17	△ 302

[] 内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳													
区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童 退職 給付費
補正後		0	330	494	0	126	0	651	1,286	743	0		20
補正前		0	330	493	0	0	0	1,191	1,282	666	0		20
比較		0	0	1	0	126	0	△ 540	4	77	0		0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	13	給与改定に伴う増減分	13	給与の改定率
				1 級 0.87 %
				2 級 0.46 %
				3 級 0.34 %
				4 級 0.30 %
				5 級 0.27 %
				6 級 0.25 %
				7 級 0.19 %
				8 級 0.16 %
				9 級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
手 当	△ 332	給与改定に伴う増減分	期末手当 4	
			勤勉手当 77	
			その他 1	
		その他の増減分	△ 414	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)
	374,654
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	483,059
	平均年齢 (歳)
	46.9
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)
	352,596
	平均給与月額 (円)
平成26年1月1日現在	412,606
	平均年齢 (歳)
	46.0

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒	144,500
	短 大 卒	155,700
	大 学 卒	178,800
		同 左

(3) 級別職員数		〔 〕 は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)		
区 分	級	一 般 職		構 成 比
		職 員 数	職 員 数	
平成26年10月1日現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5		1	100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計		1	100.0
平成26年1月1日現在	1			
	2			
	3			
	4			
	5		1	100.0
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	計		1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	1
比 率 (B) / (A) (%)		100	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	1
比 率 (B) / (A) (%)		100	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0. 0 0 0
支給対象職員の比率（平成26年10月1日現在）	0. 0 0 0
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	
補 正 前	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 0 5 〔1. 1 2 5〕	3. 9 5 〔2. 1 0〕	有	
一般会計の制度	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	

〔 〕は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業
補正予定貸借対照表（第1号）

（平成27年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		6,304	
ロ 建 物	57,446		
減価償却累計額	<u>△12,540</u>	44,906	
ハ 構 築 物	1,066,721		
減価償却累計額	<u>△273,602</u>	793,119	
ニ 機 械 及 び 装 置	737,539		
減価償却累計額	<u>△536,613</u>	<u>200,926</u>	
有形固定資産合計			1,045,255

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 水 利 権		<u>87,798</u>	
無形固定資産合計			<u>87,798</u>
固定資産合計			1,133,053

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		15,249	
(2) 未 収 金		<u>1,844</u>	
流動資産合計			<u>17,093</u>
資産合計			<u><u>1,150,146</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>320,570</u>		
企業債合計		<u>320,570</u>	
固定負債合計			320,570

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債 17,358

企 業 債 合 計 17,358

(2) 未 払 金 6,600

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金 737

引 当 金 合 計 737

流 動 負 債 合 計 24,695

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金 1,645,124

収 益 化 累 計 額 △803,682 841,442

繰 延 収 益 合 計 841,442

負 債 合 計 1,186,707

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金 32

資 本 金 合 計 32

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 諸 補 助 金 3,359

ロ 負担金その他諸収入 930

資 本 剰 余 金 合 計 4,289

(2) 欠 損 金

イ 当年度未処理欠損金 40,882

欠 損 金 合 計 40,882

剰 余 金 合 計 △36,593

資 本 合 計 △36,561

負 債 資 本 合 計 1,150,146

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 簡易水道事業費用				205,630	△302	205,328	
	1. 営業費用			195,795	△302	195,493	
		6. 総 係 費		10,283	△302	9,981	
			(1)給 料	4,504	13	4,517	
			(2)手 当	3,359	△334	3,025	
			(3)賞与引当金繰入額	735	2	737	
			(6)法定福利費	1,442	17	1,459	

平成26年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	7,663,000千円	46,896千円	7,709,896千円
第2項 営業外収益	2,851,231千円	46,896千円	2,898,127千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,355,000千円	90,548千円	8,445,548千円
第1項 営業費用	7,306,378千円	90,548千円	7,396,926千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額907,000千円」を「不足する額868,501千円」に、「当年度分損益勘定留保資金849,328千円」を「当年度分損益勘定留保資金810,829千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,361,000千円	△38,499千円	4,322,501千円
第1項 建設改良費	1,004,568千円	△38,499千円	966,069千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

(1) 職 員 給 与 費	404,506千円	52,049千円	456,555千円
---------------	-----------	----------	-----------

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成26年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成26年度 奈良市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成26年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成26年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成26年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成26年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			7,663,000	46,896	7,709,896	
	2. 営業外収益		2,851,231	46,896	2,898,127	
		1. 他会計金	—	46,896	46,896	

（註）第2項営業外収益中、第1目から第4目までを1目ずつ繰り下げる。

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			8,355,000	90,548	8,445,548	
	1. 営業費用		7,306,378	90,548	7,396,926	
		1. 管渠費	194,322	△18,786	175,536	
		4. 普及指導費	55,206	5,395	60,601	
		6. 総係費	176,022	103,939	279,961	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,361,000	△38,499	4,322,501	
	1. 建設改良費		1,004,568	△38,499	966,069	
		1. 管渠建設費	707,727	△43,316	664,411	
		2. 管渠改良費	81,258	1,876	83,134	
		3. 処理場建設改良費	56,800	2,941	59,741	

平成26年度奈良市下水道事業補正予定

キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 793,324
減価償却費	4,018,000
引当金の増減額（△は減少）	75,574
長期前受金戻入額	△ 2,419,000
支払利息	944,158
未収金の増減額（△は増加）	24,178
未払金の増減額（△は減少）	54,529
小計	1,904,115
利息の支払額	△ 944,158
業務活動によるキャッシュ・フロー	959,957

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,107,721
無形固定資産の取得による支出	△ 194,122
国庫補助金等による収入	473,068
受益者負担金等による収入	27,253
一般会計からの繰入金による収入	1,449,297
投資活動によるキャッシュ・フロー	611,775

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金による収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,933,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,353,623
リース債務の返済による支出	△ 2,281
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,422,604

資金増加額	149,128
資金期首残高	0
資金期末残高	149,128

平成26年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区分	職員数(人)			給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	技能労務職	給料	手当	報酬	計		
補正後	損益勘定支弁職員	23〔2〕	2	103,922	179,663		283,585	39,469	323,054
	資本勘定支弁職員	16		63,385	48,305		111,690	21,811	133,501
	合計	39〔2〕	2	167,307	227,968		395,275	61,280	456,555
補正前	損益勘定支弁職員	19〔1〕	2	84,966	114,994		199,960	32,546	232,506
	資本勘定支弁職員	20		82,777	61,102		143,879	28,121	172,000
	合計	39〔1〕	2	167,743	176,096		343,839	60,667	404,506
比較	損益勘定支弁職員	4〔1〕		18,956	64,669		83,625	6,923	90,548
	資本勘定支弁職員	△4		△19,392	△12,797		△32,189	△6,310	△38,499
	合計	〔1〕		△436	51,872		51,436	613	52,049

〔 〕内は再任用短時間勤務職員の外数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳													
区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外勤務	期 末	勉 勤	管理職員特別勤務	特 例一時金	児 童
補正後		7,486	7,110	18,671	2,877	4,677	100	10,000	60,118	35,755	142		4,215
補正前		6,850	7,136	18,526	3,750	5,429	160	10,000	59,921	31,084	140		4,450
比 較		636	△ 26	145	△ 873	△ 752	△ 60	0	197	4,671	2		△ 235
													退 職給付費
													76,817
													28,650
													48,167

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 436	給与改定に伴う増減分	518	給与の改定率
				1 級 0.87 %
				2 級 0.46 %
				3 級 0.34 %
				4 級 0.30 %
				5 級 0.27 %
				6 級 0.25 %
				7 級 0.19 %
				8 級 0.16 %
				9 級 0.10 %
				給与改定の時期 平成26年4月1日
手 当	51,872	昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 954	
		給与改定に伴う増減分	期末手当 190 勤勉手当 2,761 その他 52	
		その他の増減分	退職給付費 48,167 その他 702	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職	技 能 労 務 職
平成26年10月1日現在	平均給料月額 (円)	3 2 7, 2 3 8	3 4 6, 6 7 5
	平均給与月額 (円)	4 3 2, 4 4 8	4 4 3, 9 1 5
	平 均 年 齢 (歳)	4 3. 1	4 6. 1
平成26年1月1日現在	平均給料月額 (円)		
	平均給与月額 (円)		
	平 均 年 齢 (歳)		

(2) 初 任 給

区 分	一 般 職 (円)	技能労務職 (円)	一 般 会 計 の 制 度	
			一般行政職 (円)	技能労務職 (円)
平成26年1月1日	高 校 卒		1 4 4, 5 0 0	
	短 大 卒		1 5 5, 7 0 0	
	大 学 卒		1 7 8, 8 0 0	

(3) 級別職員数

〔 〕 は再任用短時間勤務職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	級	一 般 職		技 能 労 務 職	
		職 員 数	構 成 比	職 員 数	構 成 比
平成26年10月1日現在	1	4	10. 2		
	2	6	15. 4		
	3	[2]	[100. 0]		
	4	9	23. 1	1	50. 0
	5	10	25. 6	1	50. 0
	6	6	15. 4		
	7				
	8	3	7. 7		
	9	1	2. 6		
	10				
	計	39 [2]	100. 0 [100. 0]	2	100. 0
平成26年1月1日現在	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	計				

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主務補	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	次長級 課長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		区 分				合 計	一 般 職	技 能 労 務 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)				41	39	2	
	昇給に係る職員数	(B) (人)				31	29	2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)				2	2		
		4号給 (人)				29	27	2	
補 正 前	比 率 (B) / (A)	(%)				75.6	74.4	100.0	
	職 員 数	(A) (人)				41	39	2	
	昇給に係る職員数	(B) (人)				31	29	2	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)							
		2号給 (人)							
		3号給 (人)							
		4号給 (人)				31	29	2	
	比 率 (B) / (A)	(%)				75.6	74.4	100.0	

(5) 特殊勤務手当

区 分	分	全 職 種
給料総額に対する比率	(%)	0. 0 4
支給対象職員の比率 (平成26年10月1日現在)	(%)	4. 8 8
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理作業手当	

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	
補 正 前	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 0 5 〔1. 1 2 5〕	3. 9 5 〔2. 1 0〕	有	
一般会計の制度	1. 9 0 〔0. 9 7 5〕	2. 2 0 〔1. 1 7 5〕	4. 1 0 〔2. 1 5〕	有	

〔 〕 は再任用短時間勤務職員の支給率

(7) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同					じ

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	じ
地域手当	同	じ
住居手当	同	じ
通勤手当	同	じ

平成26年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成27年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,618,410	
ロ 建 物	612,055		
減価償却累計額	<u>△29,779</u>	582,276	
ハ 構 築 物	109,912,911		
減価償却累計額	<u>△3,433,697</u>	106,479,214	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,626,717		
減価償却累計額	<u>△337,746</u>	2,288,971	
ホ 車 両 運 搬 具	1,039		
減価償却累計額	<u>△468</u>	571	
ヘ 器 具 備 品	947		
減価償却累計額	<u>△310</u>	637	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>78,868</u>	
有形固定資産合計			111,048,947

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権		4,822,945	
ロ リ ー ス 資 産		<u>6,387</u>	
無形固定資産合計			<u>4,829,332</u>
固定資産合計			115,878,279

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		149,128	
(2) 未 収 金	770,190		
貸倒引当金	<u>△21,143</u>	749,047	
(3) その他流動資産		<u>433</u>	
流動資産合計			<u>898,608</u>
資産合計			<u>116,776,887</u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

45,172,393

企 業 債 合 計

45,172,393

(2) リ ー ス 債 務

4,969

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金

28,650

引 当 金 合 計

28,650

固 定 負 債 合 計

45,206,012

4. 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

387,850

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,410,691

企 業 債 合 計

3,410,691

(3) リ ー ス 債 務

1,851

(4) 未 払 金

248,595

(5) 引 当 金

イ 賞与引当金

25,781

引 当 金 合 計

25,781

流 動 負 債 合 計

4,074,768

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

68,755,418

収 益 化 累 計 額

△ 2,419,000

66,336,418

繰 延 収 益 合 計

66,336,418

負 債 合 計

115,617,198

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	<u>604,958</u>	
資 本 金 合 計		604,958

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	687,037	
ロ 負担金その他諸収入	<u>661,018</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		1,348,055

(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>793,324</u>	
欠 損 金 合 計		<u>793,324</u>
剰 余 金 合 計		<u>554,731</u>
資 本 合 計		<u>1,159,689</u>
負 債 資 本 合 計		<u>116,776,887</u>

平成26年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下 水 道 事業収益				7,663,000	46,896	7,709,896	
	1. 営 業 外 収 益			2,851,231	46,896	2,898,127	
		1. 他 会 計 負 担 金		—	46,896	46,896	
			(1)他 会 計 負 担 金	—	46,896	46,896	

（註）第2項営業外収益中、第1目から第4目までを1目ずつ繰り下げる。

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用				8,355,000	90,548	8,445,548	
	1. 営業費用			7,306,378	90,548	7,396,926	
		1. 管 渠 費		194,322	△18,786	175,536	
			(1)給 料	37,830	△9,891	27,939	
			(2)手 当	26,855	△6,038	20,817	
			(6)法定福利費	12,494	△2,857	9,637	
		4. 普及指導費		55,206	5,395	60,601	
			(1)給 料	19,640	3,323	22,963	
			(2)手 当	14,485	1,474	15,959	
			(6)法定福利費	6,660	598	7,258	
		6. 総 係 費		176,022	103,939	279,961	
			(1)給 料	27,496	25,524	53,020	
			(2)手 当	24,729	19,460	44,189	
			(3)賞与引当金繰入額	23,856	1,925	25,781	
			(6)法定福利費	9,811	8,863	18,674	
			(8)退職給付費	28,650	48,167	76,817	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出	1. 建設費			4,361,000	△38,499	4,322,501	
				1,004,568	△38,499	966,069	
		1. 管渠建設費		707,727	△43,316	664,411	
			(1)給 料	67,853	△21,173	46,680	
			(2)手 当	50,198	△15,069	35,129	
			(6)法定福利費	23,091	△7,074	16,017	
		2. 管渠改良費		81,258	1,876	83,134	
			(1)給 料	8,076	589	8,665	
			(2)手 当	6,030	992	7,022	
			(6)法定福利費	2,752	295	3,047	
		3. 処理場建設改良費		56,800	2,941	59,741	
			(1)給 料	6,848	1,192	8,040	
			(2)手 当	4,874	1,280	6,154	
			(6)法定福利費	2,278	469	2,747	

奈良市個人情報保護条例の一部改正について

奈良市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の規定によりその権限に属することとされた事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属することとされた事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議すること。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報保護評価における第三者点検を奈良市個人情報保護審議会の所掌事務に追加しようとするものである。

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員

等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項本文中「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設ける」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設ける」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上）の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

附則第2条第1項中「新条例」という。）第2条第2項」を「新条例」という。）第2条第4項」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項」を加える。

第9条第1項中「昭和59年奈良市条例第6号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条第2項中「職員の退職手

当に関する条例」を「退職手当条例」に改める。

第15条を第23条とし、第12条から第14条までを8条ずつ繰り下げ、第11条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）」を「勤務時間等条例」に改め、同条を第19条とし、第10条を第18条とし、第9条の次に次の8条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る

子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日(勤務時間等条例第5条に規定する勤務日をいう。))が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市長が規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じる場合とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第17条 退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

附則第3項中「第12条」を「第20条」に、「同項」を「同条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

育児短時間勤務制度を導入するため、職員の勤務時間等に関する規定を整備しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 107 項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和 35 年法律第 145 号」の次に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加える。

別表第 107 の 2 項から第 108 項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

別表第 108 の 2 項から第 109 項までを次のように改める。

108 の 2	薬局開設許可証 書換え交付手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律施行令 （昭和 36 年政令第 11 号。以下「医 薬品医療機器等法施行令」という。） 第 1 条の 5 の規定に基づく薬局開設の 許可証の書換え交付	1 件につき 2, 000 円
108 の 3	薬局開設許可証 再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第 1 条の 6 の規定に基づく薬局開設の許可証の再 交付	1 件につき 2, 900 円
108 の 4	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可証書換え交 付手数料	医薬品医療機器等法施行令第 5 条第 1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品 の製造販売業の許可証の書換え交付	1 件につき 2, 000 円

108 の5	薬局製造販売医 薬品製造販売業 許可証再交付手 数料	医薬品医療機器等法施行令第6条第1 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品 の製造販売業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
108 の6	薬局製造販売医 薬品製造業許可 証書換え交付手 数料	医薬品医療機器等法施行令第12条第 1項の規定に基づく薬局製造販売医薬 品の製造業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
108 の7	薬局製造販売医 薬品製造業許可 証再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第13条第 1項の規定に基づく薬局製造販売医薬 品の製造業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
109	医薬品店舗販売 業許可証書換え 交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第45条第 1項の規定に基づく医薬品店舗販売業 の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円

別表第109の2項を削る。

別表第110項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改める。

別表第137の6項中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

薬事法、薬事法施行令等の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市民生委員の定数に関する条例の制定について

奈良市民生委員の定数に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民生委員の定数に関する条例

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数は、170 以上 360 以下の世帯につき 1 人の民生委員を置くことを基準とし、本市の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

第 3 次地域主権改革一括法による民生委員法の改正に伴い、民生委員の定数を定めようとするものである。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例を次のように制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまち 子どもを尊重し、子どもが自立するための知識と経験をえられるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第

2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

（子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重）

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

（共通の役割）

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

(1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。

(2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。

(3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。
- (3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
- (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子ど

もを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

- 2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

- 第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

- 第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

- 2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第5章 施策の推進

(計画及び検証)

- 第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

- 2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

- 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

- 第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合

的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

子どもにやさしいまちづくりを推進するため、基本理念、市の役割等を定めようとするものである。

奈良市立こども園設置条例の制定について

奈良市立こども園設置条例を次のように制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立こども園設置条例

(設置)

第1条 本市に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	定 員
奈良市立富雄南こども園	奈良市中町4, 174番地	170人
奈良市立都祁こども園	奈良市都祁白石町1, 026番地の6	160人
奈良市立左京こども園	奈良市左京三丁目1番地の2	170人
奈良市立都跡こども園	奈良市四条大路五丁目2番55号	170人
奈良市立青和こども園	奈良市百楽園四丁目1番1号	170人
奈良市立帯解こども園	奈良市柴屋町20番地	170人
奈良市立月ヶ瀬こども園	奈良市月ヶ瀬尾山2, 790番地	60人

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼保連携型認定こども園を設置しようとするものである。

奈良市立保育所設置条例の一部改正について

奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表帯解保育園の項中「奈良市田中町412番地」を「奈良市柴屋町20番地」に改める。

第2条 奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条の表帯解保育園の項、月ヶ瀬保育園の項及び認定こども園都祁保育園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

園舎の建替工事のため一時的に移転している帯解保育園を本来の場所へ戻すほか、奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、一部の保育園を幼保連携型認定こども園へ移行させようとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の制定について

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように
制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第
34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（
以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、
適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する
ものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属
する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）
に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができ
る。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭

和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第10条第2項の規定は、適用しないことができる。

(職員の経過措置)

3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(支援の単位の経過措置)

4 施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第11条第4項の規定は、適用しないことができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「3,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「1日当たりの保育時間1時間につき月額1,000円」を「月額2,000円」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

保育時間の拡大等によるバンビーホーム運営経費の増大に伴い、児童育成料の額を引き上げようとするものである。

奈良市地域包括支援センターの人員等の 基準に関する条例の制定について

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例を次のように制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員等の基準について定めるものとする。

(基本方針等)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

3 地域包括支援センターは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(人員に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

第3次地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員等の基準を定めようとするものである。

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準等に関する条例の制定について

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）

第3章 運営に関する基準（第5条—第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者か

ら、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。
- 5 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
（管理者）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定

の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。））が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の

利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しな

ければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当国会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点

からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健

康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

- 第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 第14条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費（法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。）の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定居宅介護支援を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

（報告）

第31条 指定居宅介護支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）

第32条 第2条、第2章及び第3章（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第32条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支

援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第４６条第２項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第４７条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第２条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年奈良市条例第２１号）の一部を次のように改める。

第１４条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第１３条第９号」を「奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号）第１４条第９号」に改める。

（奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第３条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年奈良市条例第２３号）の一部を次のように改める。

第１４条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第１３条第９号」を「奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第１４条第９号」に改める。

第９４条第２項中「指定居宅介護支援等基準第１３条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第１４条各号」に改める。

（提案理由）

第３次地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めようとするものである。

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法の基準等に関する条例の制定について

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条・第4条）

第3章 運営に関する基準（第5条—第30条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5
9条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び
第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるもの
とする。

（基本方針）

第2条 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下

同じ。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。
- 6 指定介護予防支援事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾

又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供でき

るよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密

着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第16条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定介護予防支援事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 介護予防サービス計画費又は特例介護予防サービス計画費（法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。）の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定介護予防支援を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

（報告）

第30条 指定介護予防支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当学会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜

の提供を行うものとする。

- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となっ

たと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章（第26条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第34条において準用する第18条」と、第11条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改める。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第43条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条第7号」に改める。

（奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する

条例の一部改正)

第3条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号）の一部を次のように改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

（提案理由）

第3次地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めようとするものである。

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び 運営の基準に関する条例の一部改正について

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 25 年
奈良市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 6 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律」に、「第 2 条第 16 項」を「第 2 条第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

薬事法の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

出産育児一時金の産科医療補償制度における掛金相当加算額が引き下げられるが、出産費用が増加傾向にあることから、支給総額が現行と同額になるように基本額を引き上げようとするものである。

奈良市ならまち振興館条例の廃止について

奈良市ならまち振興館条例を次のように廃止しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市ならまち振興館条例を廃止する条例

奈良市ならまち振興館条例（平成7年奈良市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈良町を訪れる観光客の利便に供するため、ならまち振興館を廃止し、観光案内所として位置付けようとするものである。

奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市奈良町南観光駐車場	奈良市井上町11番地
--------------	------------

第3条の3第1項中「午前8時から午後8時まで」を「別表第1のとおり」に改める。

第4条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「駐車場」を「奈良市転害門前観光駐車場」に改め、「（以下「利用者」という。）」を削り、「別表」を「別表第2」に、「駐車料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「駐車料金」を「使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第4条の2 奈良市奈良町南観光駐車場を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、公益上その他の理由により必要がある自動車として規則で定める自動車については、利用料金を徴収しないものとする。

第5条の見出しを「（使用料等の還付）」に改め、同条中「駐車料金」を「使用料又は利用料金」に改める。

第7条第1項中「利用者」を「駐車場を利用する者」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条の3関係）

名 称	入出庫できる時間
奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から午後8時まで
奈良市奈良町南観光駐車場	午前0時から午後12時まで

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

1 駐車時間が24時間以内の場合の使用料（1台につき）

駐車時間	金 額
4時間以内の場合	30分までごとに100円
4時間を超える場合	800円

2 駐車時間が24時間を超える場合の使用料（1台につき）

駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た使用料を加えた額とする。

3 月ぎめで駐車場を利用する場合の使用料（1台につき）

1月につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額

別表第3（第4条の2関係）

1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限（1台につき）

駐車時間	金 額
4時間以内の場合	30分までごとに100円
4時間を超える場合	800円

2 駐車時間が24時間を超える場合の利用料金の上限（1台につき）

駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た利用料金の上限を加えた額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

観光客及び市民の駐車の手便を因るため、奈良町南観光駐車を新たに設置しようとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条第2項を削る。

第2条の表幼稚園の部奈良市立鼓阪幼稚園の項、奈良市立認定こども園都跡幼稚園の項、奈良市立精華幼稚園の項、奈良市立認定こども園富雄南幼稚園の項、奈良市立認定こども園青和幼稚園の項、奈良市立帯解幼稚園の項及び奈良市立認定こども園左京幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（奈良市立鼓阪幼稚園の項及び奈良市立精華幼稚園の項を削る部分に限る。）は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、一部の幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行させるほか、現在休園となっている幼稚園を閉園しようとするものである。

奈良市下水道条例の一部改正について

奈良市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例（昭和 51 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 6 条第 5 号中「及びこう配」を削り、「中欄」を「右欄」に改め、同号の表こう配の欄を削り、同条第 6 号中「及びこう配」を削り、「中欄」を「右欄」に改め、同号の表こう配の欄を削る。

第 43 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

排水設備の設置等に係る代理人の選定及び排水管のこう配に係る規定について、要件を緩和しようとするものである。

奈良都市計画下水道事業受益者負担に 関する条例の一部改正について

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「毎年度の当初に、その年度内に」を削り、同条第2項中「同項の規定による告示の日の属する年度内に」を削る。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次条に定める賦課保留の対象となつた土地においては、この限りでない。

第6条の次に次の1条を加える。

（負担金の賦課保留）

第6条の2 管理者は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があると認めるときは、規程で定めるところにより、負担金の賦課を保留することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

受益者負担金の賦課時期の変更及び賦課保留の導入に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

工事請負契約の締結について

あやめ池小学校校舎改築その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 あやめ池小学校校舎改築その他工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式一般競争入札
- 3 契約金額 817,701,480円
- 4 契約の相手方 奈良市西大寺栄町3番7号
あやめ池小学校校舎改築その他工事三和・森特定建設工事共同企業
体
代表者 三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉
森建設株式会社
代表取締役 森 吉三郎

あやめ池小学校校舎改築その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市あやめ池南九丁目939番地の39

2. 工事規模

(1) 建築工事 一式

校舎改築工事

敷地面積：25,536.87㎡

延床面積：2,536.87㎡

構造階数：鉄筋コンクリート造 3階建

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

(4) 擁壁補強工事 一式

(5) 外構工事 一式

(6) 解体工事 一式

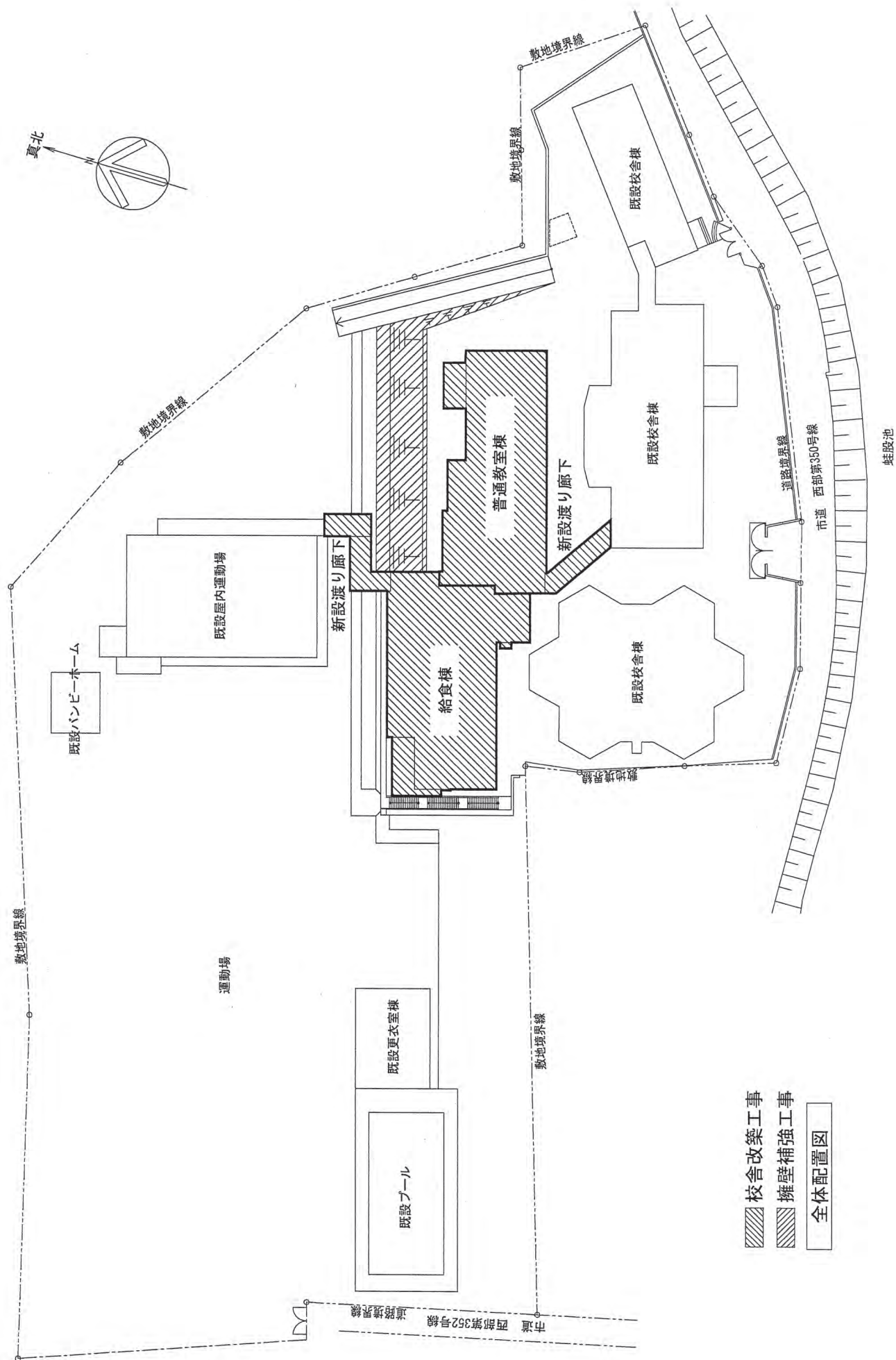
既設給食棟 床面積：182.34㎡

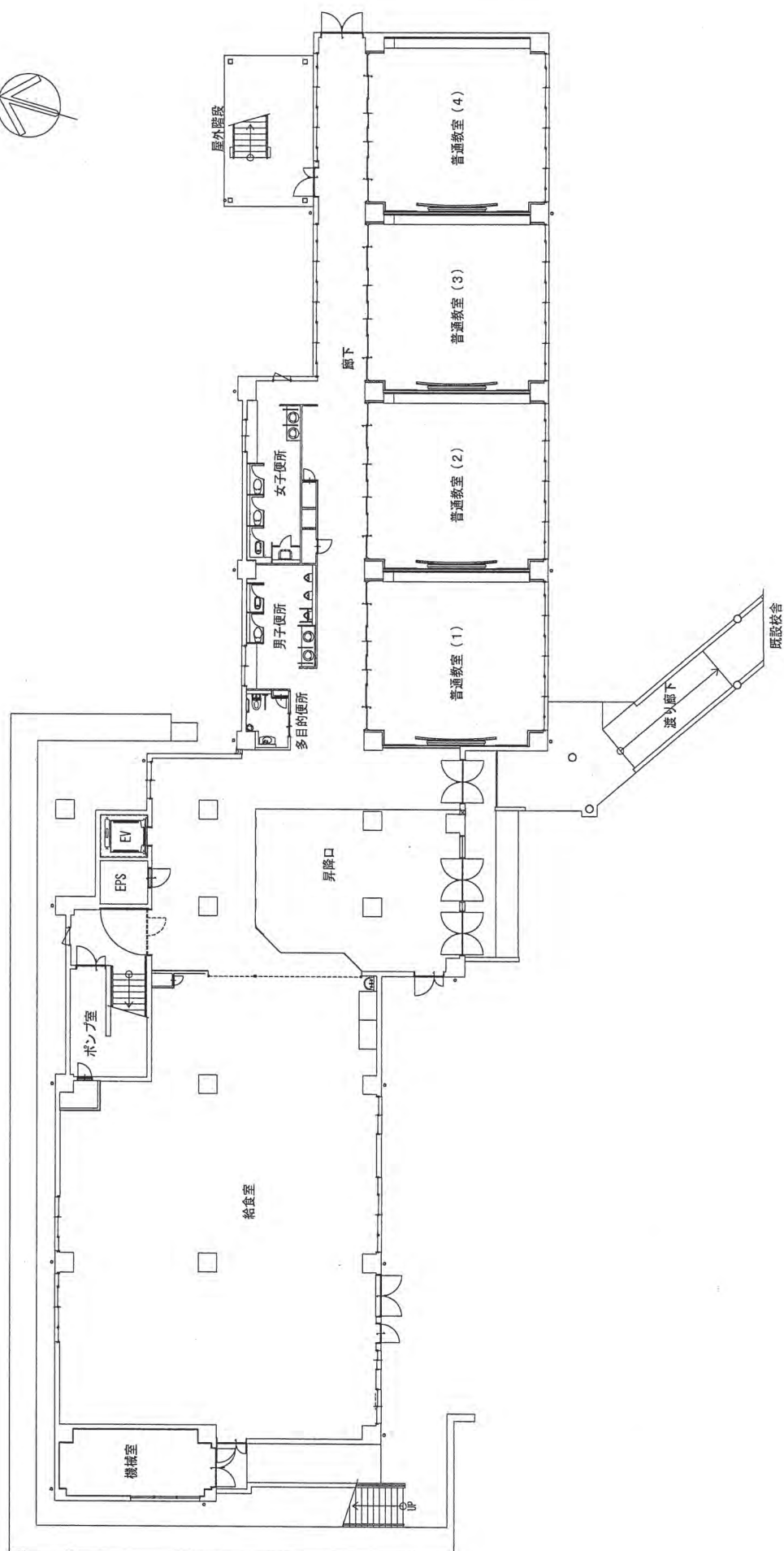
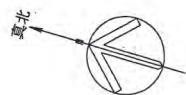
構造階数：鉄筋コンクリート造 平家建

3. 工期 契約の日から平成27年3月31日まで

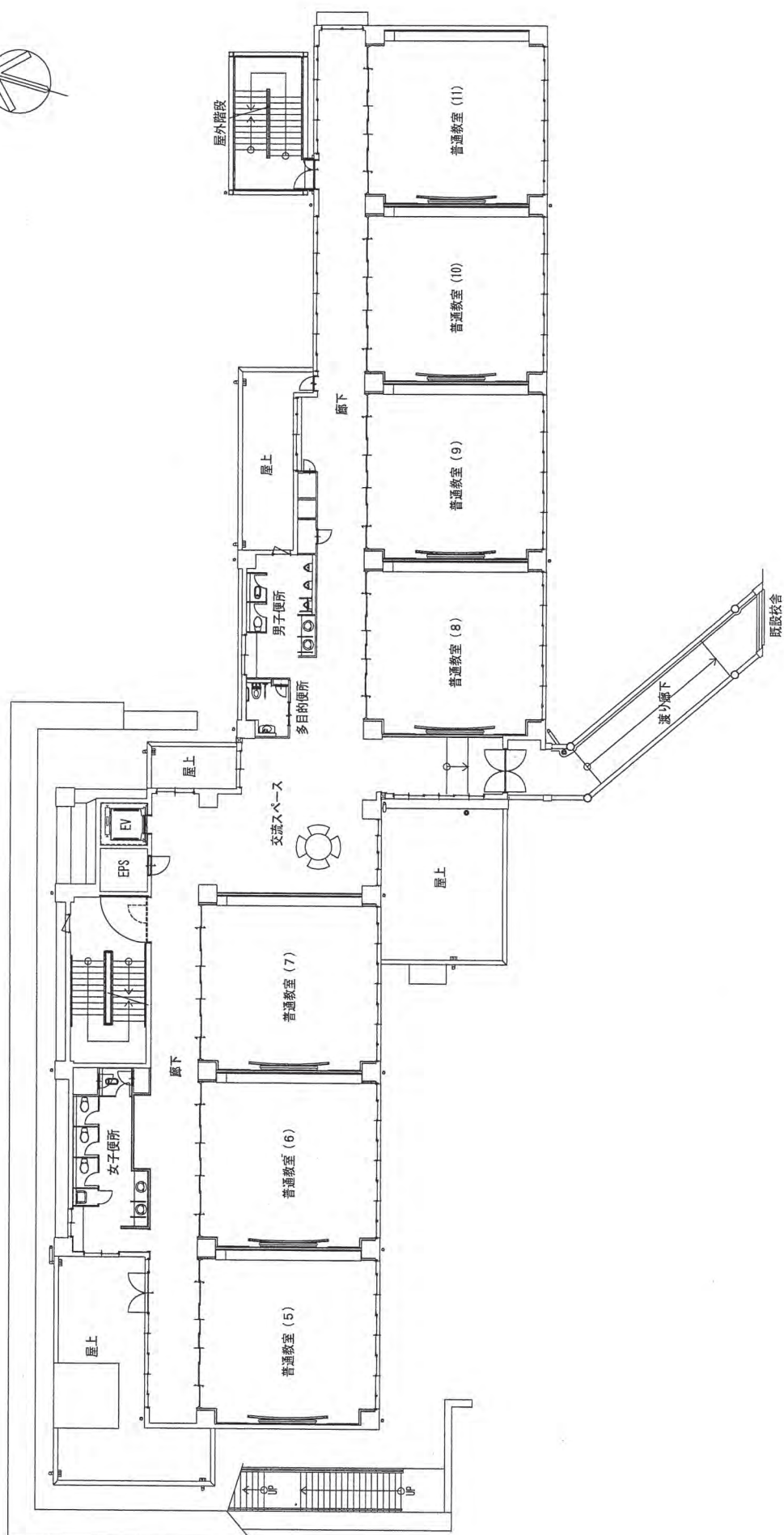
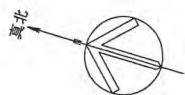
位置図



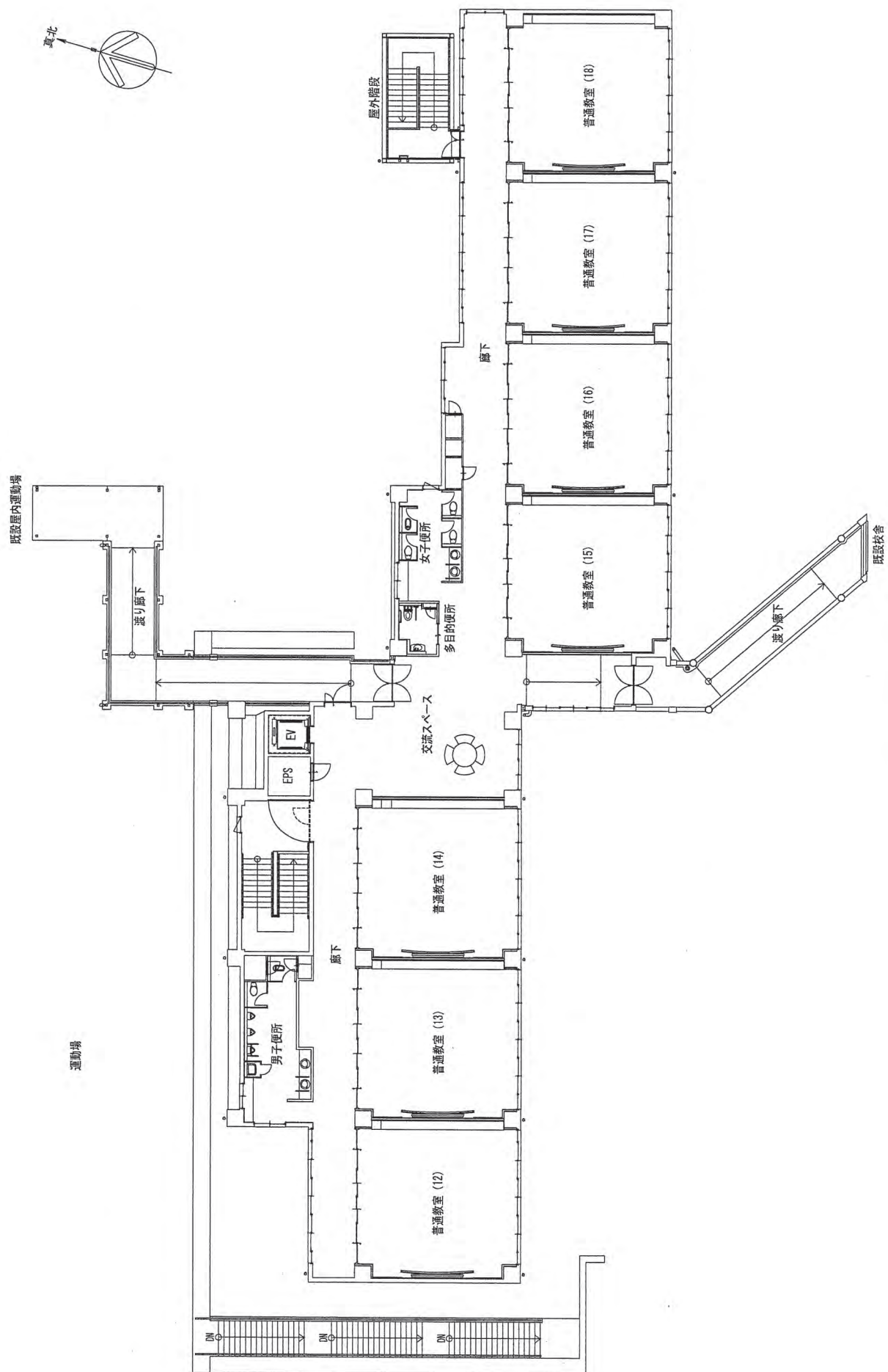




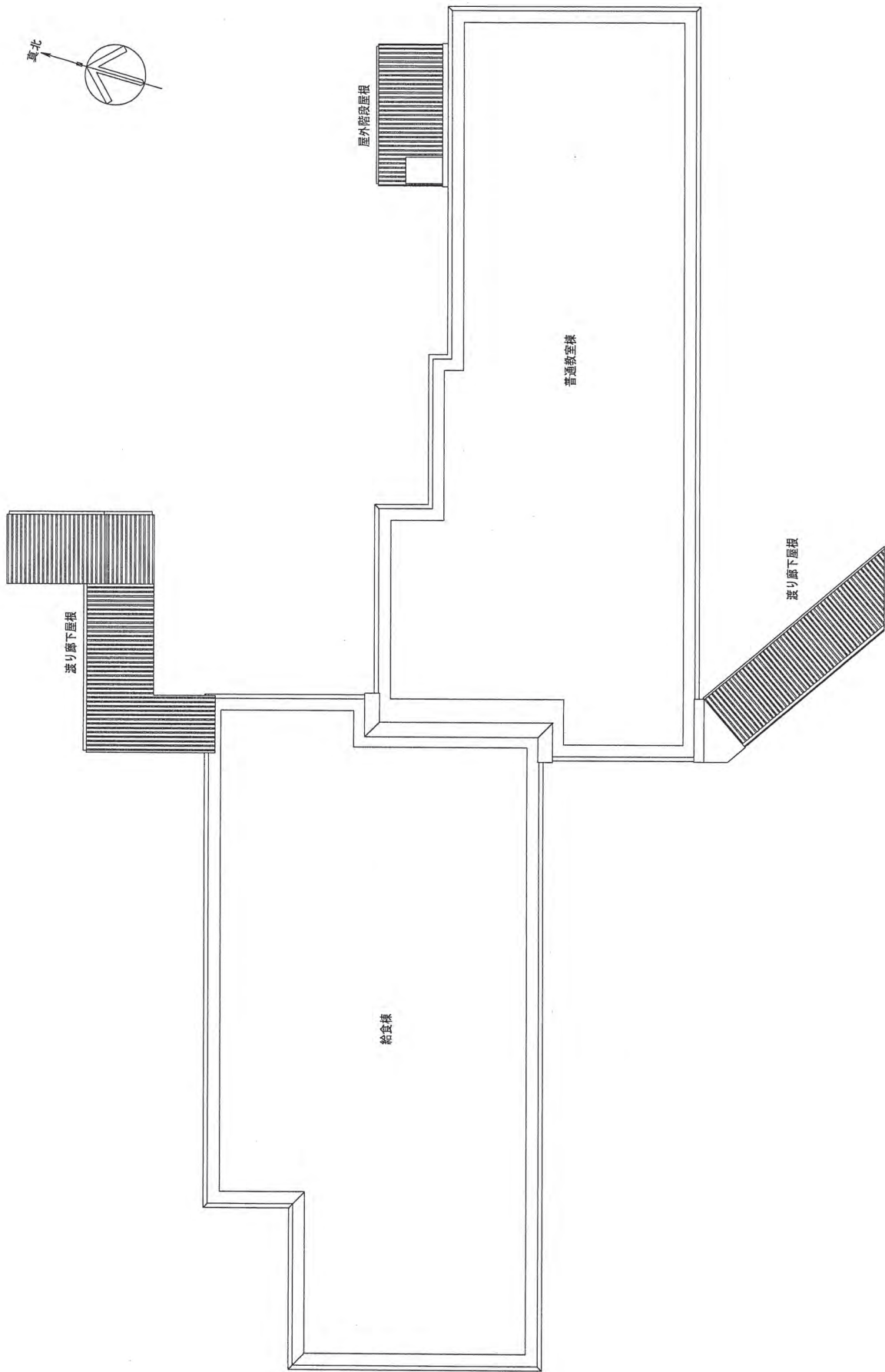
1階 平面図



2階 平面図



3階 平面図



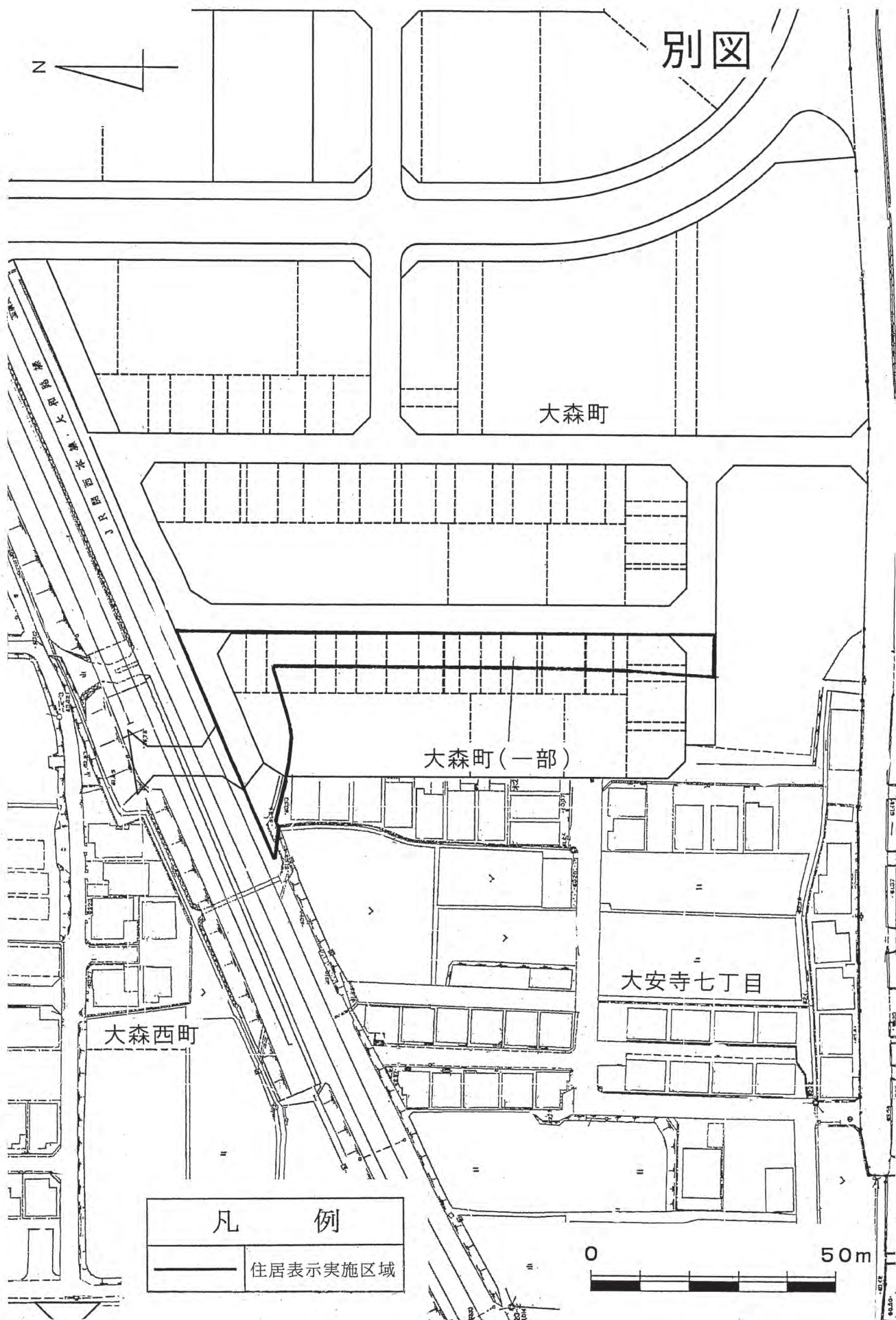
屋根伏図

住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町14番地の4

奈良市東之阪共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市東之阪町自治会

自治会長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西之阪町29番地の1

奈良市西之阪共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市西之阪町自治会

自治会長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井二丁目250番地の13

奈良市横井共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市横井町自治連合会

会長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市横井共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1503番地の1

奈良市古市西共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市古市町自治連合体

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町386番地の1

奈良市杏中共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市杏中町自治会

自治会長 ■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町600番地の1

入江泰吉記念奈良市写真美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市^{おんじょう}音 声 館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市^{おんじょう}音 声 館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市^{おんじょう}音 声 館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市^{おんじょう}音 声 館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路五丁目2番45号

奈良市都跡地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

都跡地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成31年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都跡地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市都跡地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町1083番地の1

名勝大乘院庭園文化館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畑町1096番地

株式会社奈良ホテル

代表取締役 中村 仁

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 名勝大乘院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) なら100年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) なら100年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら100年会館駐車場の供用に関すること。
- (2) なら100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町3番地

奈良市杉岡華邨書道美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二条大路南一丁目3番1号

奈良市美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	所 在 地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町 2851 番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町 4860 番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目 2 番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町 4860 番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町 2877 番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目 1 番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目 12 番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目 2 番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目 902 番地の 374
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目 905 番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町 2877 番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目 1 番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目 12 番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町 556 番地の 1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町 1367 番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1761 番地の 2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目 905 番地

ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	奈良市丸山一丁目１０７９番地の２３８
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンター クラブハウス	奈良市丸山一丁目１０７９番地の２３８

２ 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目１番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

３ 指定管理者の指定の期間

平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで

４ 指定管理者が行う業務の範囲

- (１) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (２) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (３) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	所 在 地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
庭球場	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都世田谷区三軒茶屋2-11-23

長谷川体育施設・キタイ設計グループ

代表取締役 柴田 敏久

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	所 在 地
体育館	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町467番地の1
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

ミズノ・奈良市総合財団グループ

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 齊藤 隆

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	所 在 地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営J R奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営J R奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目 1 番 5 号

奈良市営西部会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 8 番 1 号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会

理事長 ■■■ ■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町115番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。